第150回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日 時	2026年6月23日（火曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
場 所	東京都武蔵野市中町二丁目9番32号 本社 大会議室
決 議 事 項	第1号議案　剰余金の処分の件 第2号議案　取締役11名選任の件

スマート招集

招集ご通知がスマホでも！

本招集ご通知は、パソコン・スマートフォン等でも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/6841/

横河電機株式会社　　証券コード：6841

Yokogawa's Purpose

測る力とつなぐ力で、
地球の未来に責任を果たす。

「測る」は、YOKOGAWAの原点であり起点です。ものごとを測り、今ある状態をとらえ、見通し、そこから導き出される情報に価値を見出してきました。

また「つなぐ」は、YOKOGAWAが価値ある情報を結び付けるだけではなく、さまざまな産業におけるお客様との信頼関係を築き、企業と企業、産業と産業の結束点となって、さらに価値を共鳴させていくことを意味しています。

「測る力とつなぐ力」はYOKOGAWAが決して失うことのないコアコンピタンスです。その力を今日の社会課題の解決に生かし、人と地球が共生する未来をかなえたい、そうした思いを「地球の未来に責任を果たす」というコミットメントに込めました。

Vision statement

YOKOGAWAは、自律と共生によって持続的な価値を創造し、社会課題の解決をリードしていきます。

YOKOGAWAが実現する操業の自律化は、生産性向上、リスクの回避、人の負荷低減や安全の確保に貢献します。それは、組織や企業、産業を超える範囲で進められていきます。

YOKOGAWAが実現すべき産業界や社会の姿は、それぞれが自律しながらも連携した、共生型の産業界であり社会です。

それを実現し、持続的な価値を生み出していくことによって、YOKOGAWAは社会が抱える課題の解決に率先して取り組んでいきます。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、日頃よりご支援いただき厚くお礼申し上げます。ここに招集ご通知をお届けし、第150回定時株主総会の開催をご案内申し上げますとともに、2025年度の事業の概況をご報告いたします。

2025年度の業績は、前期までに受注したプロジェクト案件遂行など事業活動を着実に進めたこと等により売上高は増収となりました。営業利益は粗利率の悪化等により減益となりましたが、当期純利益は増益となりました。当社は引き続き健全な財務体質を維持しており、当期の年間配当金につきましては、第1号議案にて1株につき前期から20円の増配となる78円をご提案いたします。

当社を取り巻く事業環境は、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー・トランジション等、社会課題を解決する手段へのニーズの高まりやAIをはじめとするデジタル技術の革新により劇的に変化するとともに複雑化しています。また、昨今の中東情勢をはじめとする地政学リスクに起因する不確実性の高まりにより、当社業績も短期的にはその影響を受ける懸念はあるものの、中長期的にはエネルギー・トランジションを背景とした需要は底堅く推移することが見込まれます。当社グループはこのような変化を機会としてとらえ、事業を通じて社会や環境に貢献しながら持続的な企業価値向上を図る、CSV(Creating Shared Value)経営を実現してまいります。
そして、「測る力とつなぐ力で、地球の未来に責任を果たす。」というYokogawa’s Purposeのもと、世界中のステークホルダーの皆さまと共創に取り組み、持続可能な社会の実現に挑戦してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年５月

取締役会長代表執行役　奈良 寿

取締役代表執行役社長　重野 邦正

証券コード　6841
（発送日）2026年６月１日
（電子提供措置の開始日）2026年５月28日

株　主　各　位

東京都武蔵野市中町二丁目９番32号
横河電機株式会社
取締役代表執行役社長　重野　邦正

第150回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第150回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、後記の「議決権行使のご案内」に従って、2026年６月22日（月曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.yokogawa.co.jp/about/ir/shiryo/soukai/

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、以下の各ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/6841/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「横河電機」又は「コード」に当社証券コード「6841」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬　具

記

1．日　　時　　2026年６月23日（火曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
2．場　　所　　東京都武蔵野市中町二丁目９番32号　本社　大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3．会議の目的事項

報告事項
1．第150期（自 2025年４月１日　至 2026年３月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第150期（自 2025年４月１日　至 2026年３月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役11名選任の件

以　上

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第２項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査委員会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
◎当日、代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第19条の規定に基づき、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
◎書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
◎本招集ご通知に記載しておりますグラフ、写真などは、ご参考情報です。
◎株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
以下の3つの方法により議決権を行使いただくことができます。

株主総会への出席による議決権行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時
2026年6月23日(火曜日)
午前10時

書面による議決権行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限
2026年6月22日(月曜日)
午後5時まで

インターネットによる議決権行使

パソコン、携帯電話、スマートフォンより議決権を行使いただけます。
次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、行使期限までに議案に対する賛否のご入力を終えてください。

行使期限
2026年6月22日(月曜日)
午後5時まで

重複して議決権を行使された場合の取扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合 ▶ 到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合 ▶ 最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

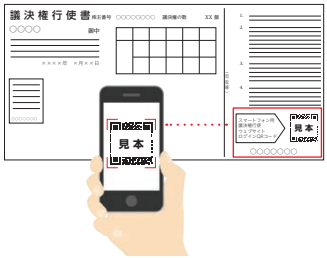

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

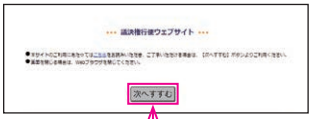

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

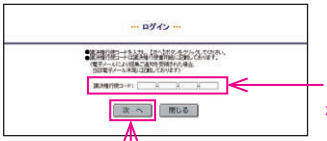

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

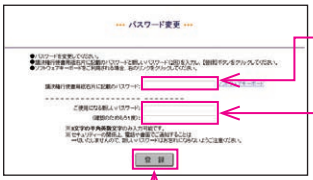

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　年末年始を除く９：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第１号
議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元は経営の最重要施策の一つと認識し、利益成長を通じて安定的・継続的な増配を目指します。

具体的には、業績及び中長期的な株主価値の最大化に向けた投資資金の確保、成長投資を支える財務基盤の維持を総合的に勘案しながら、連結配当性向30％を上回る配当水準の確保に努めます。また、一時的な要因で業績が悪化した場合においても、株主資本配当率を踏まえた安定的な配当の維持を図ります。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業計画並びに財務状況等を勘案のうえ、以下のとおり１株につき46円といたしたいと存じます。これにより、当期における１株当たりの年間配当金は、中間配当金32円と合わせて78円となり、前期と比べ１株につき20円の増配となります。

期末配当に関する事項

（１）　配当財産の種類
　　金銭

（２）　配当財産の割当に関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき46円
　　配当総額　11,712,957,782円

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2026年６月24日

【ご参考】

1株当たり配当金の推移

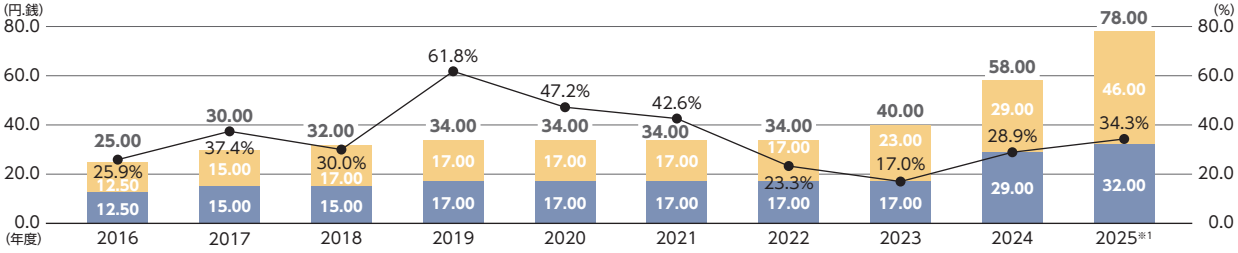

※1 本議案が原案どおり可決された場合の期末配当金、年間配当金及び配当性向となります。

第２号
議 案

取締役11名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、１名減員し、社外取締役７名を含む取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、取締役候補者の選定にあたっては、指名委員会で決定しております。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当				取締役会出席状況
1	奈良（なら） 寿（ひとし）	取締役会長代表執行役			再任	15回/15回 (100%)
2	重野（しげの） 邦正（くにまさ）	取締役代表執行役社長			再任	11回/11回 (100%)
3	吉川（きっかわ） 光（ひかる）	取締役			再任	15回/15回 (100%)
4	中嶋（なかじま） 倫子（みちこ）	取締役執行役　経理財務本部長			再任	15回/15回 (100%)
5	内田（うちだ） 章（あきら）	取締役	社外取締役候補者	独立役員候補者	再任	15回/15回 (100%)
6	浦野（うらの） 邦子（くにこ）	取締役	社外取締役候補者	独立役員候補者	再任	15回/15回 (100%)
7	平野（ひらの） 拓也（たくや）	取締役	社外取締役候補者	独立役員候補者	再任	15回/15回 (100%)
8	五嶋（ごとう） 祐治朗（ゆうじろう）	取締役	社外取締役候補者	独立役員候補者	再任	15回/15回 (100%)
9	小野（おの） 傑（まさる）	取締役	社外取締役候補者	独立役員候補者	再任	15回/15回 (100%)
10	丸山（まるやま） 寿（ひさし）	取締役	社外取締役候補者	独立役員候補者	再任	15回/15回 (100%)
11	クリスティーナ・アメージャン	取締役	社外取締役候補者	独立役員候補者	再任	11回/11回 (100%)

（注）重野邦正及びクリスティーナ・アメージャンの両氏の取締役会の出席状況は、2025年６月19日の取締役就任以降の状況を記載しております。

候補者番号 **1**

再　任

奈良（なら） 寿（ひとし）

生年月日　1963年１月23日

所有する当社株式数

47,452株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年４月 当社　入社
2001年10月 Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd.　副社長
2003年10月 Yokogawa (Thailand) Ltd.　社長
2007年１月 当社　ソリューション事業部　第１営業本部長
2010年４月 常務執行役員　ソリューション営業本部長
2011年６月 取締役　常務執行役員　ソリューション営業統括本部長
2012年４月 取締役　常務執行役員　ソリューションサービス営業統括本部長
2013年４月 取締役　横河ソリューションサービス㈱ 代表取締役社長
2017年４月 取締役　専務執行役員　日本・韓国代表 兼
横河ソリューションサービス㈱ 代表取締役社長
2018年４月 取締役　専務執行役員　ライフイノベーション事業本部長
2019年４月 代表取締役社長
2024年６月 取締役代表執行役社長
2025年４月 取締役会長代表執行役　現在に至る

取締役在任年数（本総会終結時）

15年

取締役会出席状況（2025年度）

全15回中　15回（100％）

取締役候補者として選任する理由

奈良 寿氏は、2011年６月に取締役に就任して以来、取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏は当社の制御事業の営業部門での業務や国内・海外子会社の社長及び新事業の立ち上げに携わった後、2019年４月から代表取締役社長、2024年６月から代表執行役社長として業務執行の指揮を執り、2025年４月からは取締役会長代表執行役として対外活動や代表執行役社長の支援を中心に当社の経営を担ってきた豊富な経験と実績を有しています。引き続き、同氏のマネジメント経験と実績を活かすことで、企業価値向上と取締役会における意思決定機能及び経営の監督機能の強化への貢献が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

各候補者に関する注記事項は、18頁に記載のとおりであります。
（ご参考）当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については19頁をご参照ください。

候補者番号 **2**

再　任

しげ の　くに まさ
重野 邦正

生年月日　1968年２月８日

所有する当社株式数

19,177株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年４月 当社　入社
2008年５月 Yokogawa Saudi Arabia Company (L.L.C.)　Vice President, Engineering Business
2016年４月 同社　Executive Vice President, Engineering Business
2018年４月 当社　執行役員　グローバル・ビジネス・サービス本部長
2021年４月 Yokogawa Middle East & Africa B.S.C.(c) President & CEO
2023年４月 当社　執行役員　中東・アフリカ統括代表 兼 Yokogawa Middle East & Africa B.S.C.(c) President & CEO
2024年４月 当社　常務執行役員　デジタルソリューション統括本部長
2024年６月 執行役常務　デジタルソリューション統括本部長
2025年４月 代表執行役社長
2025年６月 取締役代表執行役社長　現在に至る

取締役在任年数（本総会終結時）

1年

取締役会出席状況（2025年度）

全11回中　11回（100％）
※2025年６月19日の取締役就任以降の状況

取締役候補者として選任する理由

重野邦正氏は、2025年６月に取締役に就任して以来、取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏は当社の制御事業でエンジニアとして長年一線で業務を経験し、海外、特に中東地域においてプロジェクトマネジメントや子会社経営の豊富な経験と実績を有しています。2024年4月から制御事業の中核であるデジタルソリューション統括本部長を務めたのち、2025年4月から代表執行役社長として中期経営計画「Growth for Sustainability 2028」の達成に向けて力強いリーダーシップを発揮しています。引き続き、同氏のマネジメント経験と実績を活かすことで、企業価値向上と取締役会における意思決定機能及び経営の監督機能の強化への貢献が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

各候補者に関する注記事項は、18頁に記載のとおりであります。
（ご参考）当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については19頁をご参照ください。

候補者番号 **3**

再　任

きっ かわ ひかる
吉川 光

生年月日　1967年３月28日

所有する当社株式数

28,040株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年４月 当社　入社
2011年４月 経営管理本部　広報・IR部長
2012年４月 コーポレート本部　経営企画室長
2016年４月 マーケティング本部　事業企画室長
2017年５月 Yokogawa America do Sul S.A.S.　社長
2020年４月 当社　執行役員　経営監査・品質保証本部長
2022年４月 執行役員　経営監査・QHSE本部長
2024年４月 内部監査室
2024年６月 取締役　現在に至る

取締役在任年数（本総会終結時）

2年

取締役会出席状況（2025年度）

全15回中　15回（100％）

取締役候補者として選任する理由

吉川 光氏は、2024年６月に取締役に就任して以来、取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏は当社の経理財務部門や海外子会社を含む事業部門での長年の業務経験を有し、内部監査部門の責任者として経営監査において高い能力と専門性を発揮するなど、当社の経営に関する豊富な経験と実績を有し、2024年６月からは監査委員として経営の監査を適切に行っています。同氏のマネジメント経験と実績を活かすことで、企業価値向上と取締役会における意思決定機能及び経営の監督機能の強化への貢献が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

各候補者に関する注記事項は、18頁に記載のとおりであります。
（ご参考）当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については19頁をご参照ください。

候補者番号 **4**

再　任

なかじま　みちこ
中嶋 倫子

生年月日　1971年１月14日

所有する当社株式数

10,586株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年４月 当社　入社
2014年４月 経理財務本部　予算管理部長
2016年４月 経理財務本部　財務部長
2018年４月 経営管理本部　経理財務センター長
2021年４月 執行役員　経理財務本部長
2024年６月 取締役執行役　経理財務本部長　現在に至る

取締役在任年数（本総会終結時）

2年

取締役会出席状況（2025年度）

全15回中　15回（100％）

取締役候補者として選任する理由

中嶋倫子氏は、2024年６月に取締役に就任して以来、取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏は当社の経理財務部門で長年業務を経験し、2021年４月に経理財務部門の責任者に就任して以降、当社の資本政策・財務戦略の立案・遂行やステークホルダーとの対話など、業務執行における重要な職責を果たし、当社の経営に関する豊富な経験と実績を有しています。同氏のマネジメント経験と実績を活かすことで、企業価値向上と取締役会における意思決定機能及び経営の監督機能の強化への貢献が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

各候補者に関する注記事項は、18頁に記載のとおりであります。
（ご参考）当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については19頁をご参照ください。

候補者番号 **5**

再　任

うち　だ　あきら
内田 章

生年月日　1950年10月４日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

3,347株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年４月 東レ㈱　入社
1996年６月 トーレ・インダストリーズ（アメリカ）社　Executive Vice President
2000年６月 東レ㈱　経営企画第１室主幹　兼　広報室主幹
2004年６月 同社　経営企画室参事　兼　ＩＲ室参事
2005年６月 同社　取締役　財務経理部門長
　　トーレ・ホールディング（U.S.A.）社　社長
2009年６月 同社　常務取締役　財務経理部門長
　　トーレ・ホールディング（U.S.A.）社　社長
2012年６月 同社　常務取締役　ＣＳＲ全般統括、
　　総務・法務部門・ＩＲ室・広報室・宣伝室統括、東京事業場長
2016年６月 同社　顧問（2019年３月退任）
2019年６月 当社　取締役　現在に至る

重要な兼職の状況

公益財団法人スガウェザリング技術振興財団　監事

社外取締役在任年数（本総会終結時）

7年

取締役会出席状況（2025年度）

全15回中　15回（100％）

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

内田 章氏は、2019年６月に取締役に就任して以来、社外取締役として経営の監督を適切に行っており、2024年６月からは取締役会議長として、取締役会の効率的な運営に貢献しています。同氏の経営者としての高い見識と、経理財務部門を中心とする経営管理分野の幅広い経験を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立役員について

内田 章氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

各候補者に関する注記事項は、18頁に記載のとおりであります。
（ご参考）当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については19頁をご参照ください。
当社における「社外役員の独立性に関する基準」については20頁をご参照ください。

候補者番号 **6**

再　任

浦野 邦子（うらの くにこ）

生年月日　1956年10月19日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年４月㈱小松製作所（コマツ）　入社
2005年４月同社　生産本部物流企画部長
2010年４月同社　コーポレートコミュニケーション部長
2011年４月同社　執行役員　コーポレートコミュニケーション部長
2014年４月同社　執行役員　人事部長
2016年４月同社　常務執行役員　人事部長
2018年６月同社　取締役　兼　常務執行役員
2021年４月同社　取締役
2021年６月当社　取締役　現在に至る
2021年７月㈱小松製作所（コマツ）　顧問（2024年６月退任）

重要な兼職の状況

日本製鉄株式会社　社外取締役

社外取締役在任年数（本総会終結時）

5年

取締役会出席状況（2025年度）

全15回中　15回（100％）

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

浦野邦子氏は、2021年6月に取締役に就任して以来、社外取締役として経営の監督を適切に行っており、2024年６月からは指名委員会の委員長として、同委員会の適切かつ効率的な運営を行っています。同氏の経営者としての高い見識と大手製造業における生産部門や人事・教育、広報・CSR部門などの幅広い経験を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立役員について

浦野邦子氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

各候補者に関する注記事項は、18頁に記載のとおりであります。
（ご参考）当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については19頁をご参照ください。
当社における「社外役員の独立性に関する基準」については20頁をご参照ください。

候補者番号 **7**

再　任

平野（ひらの） 拓也（たくや）

生年月日　1970年８月11日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年12月 兼松㈱　米国法人　入社
1998年２月 Hyperion Solutions Corporation（現 Oracle Corporation）　入社
2001年２月 ハイペリオン㈱　日本法人　社長
2005年８月 日本マイクロソフト㈱　ビジネス＆マーケティング部門　シニアディレクター
2006年２月 同社　執行役員　エンタープライズサービス担当
2007年７月 同社　執行役員常務　エンタープライズビジネス担当 兼
　　エンタープライズサービス担当
2008年３月 同社　執行役員常務　エンタープライズビジネス担当
2011年９月 Microsoft Central and Eastern Europe, General Manager, Multi-country
2014年７月 日本マイクロソフト㈱　執行役専務　マーケティング＆オペレーションズ担当
2015年３月 同社　代表執行役　副社長
2015年７月 同社　代表取締役社長（2019年８月退任）
2019年９月 Microsoft Corporation, Vice President, Global Service Partner Business（2022年９月退任）
2022年６月 当社　取締役　現在に至る

重要な兼職の状況

Three Field Advisors LLC　Co-founder
Crosspoint LLC　Founder
弥生株式会社　取締役会長（非常勤）
ルネサスエレクトロニクス株式会社　社外取締役
富士通株式会社　社外取締役

社外取締役在任年数（本総会終結時）

4年

取締役会出席状況（2025年度）

全15回中　15回（100％）

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

平野拓也氏は、2022年６月に取締役に就任して以来、社外取締役として経営の監督を適切に行っており、2024年６月からは報酬委員会の委員長として、同委員会の適切かつ効率的な運営を行っています。同氏の経営者としての高い見識とグローバルIT企業の事業部門における幅広い実務経験を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立役員について

平野拓也氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

各候補者に関する注記事項は、18頁に記載のとおりであります。
（ご参考）当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については19頁をご参照ください。
当社における「社外役員の独立性に関する基準」については20頁をご参照ください。

候補者番号 **8**

再　任

五嶋 祐治朗（ごとう ゆうじろう）

生年月日　1957年５月４日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年４月 日本触媒化学工業㈱（現 ㈱日本触媒）　入社
2011年４月 同社　生産本部副本部長　兼　生産技術部長
2012年４月 同社　川崎製造所長（理事）
2012年６月 同社　執行役員　川崎製造所長
2015年６月 同社　取締役常務執行役員　生産・技術部門管掌
2017年４月 同社　代表取締役社長
2022年６月 同社　取締役会長
2023年６月 同社　相談役　現在に至る
　　当社　取締役　現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社日本触媒　相談役
公益社団法人関西経済連合会　評議員　科学技術・産業振興委員会副委員長

社外取締役在任年数（本総会終結時）

3年

取締役会出席状況（2025年度）

全15回中　15回（100％）

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

五嶋祐治朗氏は、2023年６月に取締役に就任して以来、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識と大手製造業における企業変革や新規事業育成、M&Aなどの豊富な経験と知見を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立役員について

五嶋祐治朗氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

各候補者に関する注記事項は、18頁に記載のとおりであります。
（ご参考）当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については19頁をご参照ください。
当社における「社外役員の独立性に関する基準」については20頁をご参照ください。

候補者番号 **9**

再　任

小野（おの） 傑（まさる）

生年月日　1953年６月１日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

55株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年４月 東京弁護士会登録
1983年６月 ニューヨーク州弁護士資格取得
1984年２月 西村眞田法律事務所（現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）　入所
1985年７月 西村あさひ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）　パートナー
2007年６月 有限責任中間法人 流動化・証券化協議会（現 一般社団法人流動化・証券化協議会）
　　専務理事（現 理事長）　現在に至る
2009年４月 東京大学　客員教授（2024年３月退任）
2020年６月 当社　監査役
2021年１月 西村あさひ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）
　　オブカウンセル（2023年12月退任）
2024年１月 小野総合法律事務所　代表パートナー　現在に至る
　　西村あさひ法律事務所・外国法共同事業　外部顧問　現在に至る
2024年６月 当社　取締役　現在に至る

重要な兼職の状況

小野総合法律事務所　代表パートナー
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業　外部顧問
株式会社プレステージ・インターナショナル　社外監査役
株式会社and Capital　監査役（非常勤）
一般社団法人流動化・証券化協議会　理事長
一般社団法人経済同友会インターンシップ推進協会　監事

社外取締役在任年数（本総会終結時）

2年

取締役会出席状況（2025年度）

全15回中　15回（100％）

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

小野 傑氏は、2024年６月に取締役に就任して以来、社外取締役として経営の監督を適切に行っており、2024年６月からは監査委員として経営の監査を適切に行っています。同氏は弁護士として企業法務やファイナンス分野の豊富な知見を有しており、経済界や教育界における幅広い活動に基づく高い見識を有しています。それらを当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立役員について

小野 傑氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

各候補者に関する注記事項は、18頁に記載のとおりであります。
（ご参考）当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については19頁をご参照ください。
当社における「社外役員の独立性に関する基準」については20頁をご参照ください。

候補者番号 **10**

再　任

まるやま　ひさし
丸山 寿

生年月日　1961年３月８日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年４月 日立化成工業㈱（現 ㈱レゾナック）　入社
2003年４月 同社　社長室長　兼　法務・IR担当部長
2011年４月 同社　執行役　CSR統括部副統括部長　兼　財務センター長
2015年４月 同社　執行役常務
2016年４月 同社　代表執行役　執行役社長
2016年６月 同社　取締役　兼　代表執行役　執行役社長
2022年１月 昭和電工㈱（現 ㈱レゾナック・ホールディングス）　取締役　兼
　　昭和電工マテリアルズ㈱（現 ㈱レゾナック）　代表取締役会長
2023年１月 ㈱レゾナック・ホールディングス　取締役（2023年３月退任）
2024年６月 当社　取締役　現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社ゼンショーホールディングス　社外取締役　監査等委員

社外取締役在任年数（本総会終結時）

2年

取締役会出席状況（2025年度）

全15回中　15回（100％）

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

丸山 寿氏は、2024年６月に取締役に就任して以来、社外取締役として経営の監督を適切に行っており、2024年６月からは監査委員会の委員長として、同委員会の適切かつ効率的な運営とともに当社の経営の監査を適切に行っています。グローバルに事業を展開する大手製造業において、法務、広報・IR、財務、CSR部門などを中心に幅広い業務に携わり、CEOとして企業改革を主導するなど経営者として豊富な経験と知見を有しています。それらを当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立役員について

丸山 寿氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

各候補者に関する注記事項は、18頁に記載のとおりであります。
（ご参考）当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については19頁をご参照ください。
当社における「社外役員の独立性に関する基準」については20頁をご参照ください。

候補者番号 **11**

再　任

クリスティーナ・アメージャン

生年月日　1959年３月５日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

286株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年１月 コロンビア大学ビジネススクール　助教授
2001年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科　助教授
2004年１月 同大学大学院国際企業戦略研究科　教授
2009年６月 エーザイ㈱　社外取締役（2013年６月退任）
2010年４月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科　研究科長
2012年４月 同大学大学院商学研究科　教授
2012年６月 三菱重工業㈱　社外取締役（2021年６月退任）
2014年６月 ㈱日本取引所グループ　社外取締役（2022年６月退任）
2018年４月 一橋大学大学院経営管理研究科　教授（2022年３月退任）
2018年６月 住友電気工業㈱　社外取締役（2025年６月退任）
2019年３月 アサヒグループホールディングス㈱　社外取締役（2025年３月退任）
2021年６月 日本電気㈱　社外取締役（2025年６月退任）
2022年４月 一橋大学　名誉教授　現在に至る
2025年６月 当社　取締役　現在に至る

重要な兼職の状況

日本特殊陶業株式会社　社外取締役　監査等委員
大和証券株式会社　社外取締役
株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ　社外取締役
株式会社ディスコ　社外取締役
北海道大学　理事（非常勤）

社外取締役在任年数（本総会終結時）

1年

取締役会出席状況（2025年度）

全11回中　11回（100％）

※2025年６月19日の取締役就任以降の状況

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

クリスティーナ・アメージャン氏は、2025年６月に取締役に就任して以来、社外取締役として経営の監督を適切に行っており、2025年６月から監査委員として、経営の監査を適切に行っています。同氏は大学教授、研究者としてグローバルでの企業経営やコーポレートガバナンスに関する幅広い知見を持つとともに、日本の複数の大手企業でESGやサステナビリティ、グローバルの観点から社外取締役を務めてきた豊富な経験と実績を有しています。それらを当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

独立役員について

クリスティーナ・アメージャン氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

各候補者に関する注記事項は、18頁に記載のとおりであります。
（ご参考）当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については19頁をご参照ください。
当社における「社外役員の独立性に関する基準」については20頁をご参照ください。

（注）１.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２.内田 章、浦野邦子、平野拓也、五嶋祐治朗、小野 傑、丸山 寿及びクリスティーナ・アメージャンの７氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

３.当社は、内田 章、浦野邦子、平野拓也、五嶋祐治朗、小野 傑、丸山 寿及びクリスティーナ・アメージャンの７氏との間で責任限定契約を締結しています。また、当該７氏の選任が承認された場合、これらの７氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。

４.当社は、奈良 寿、重野邦正、吉川 光、中嶋倫子、内田 章、浦野邦子、平野拓也、五嶋祐治朗、小野 傑、丸山 寿及びクリスティーナ・アメージャンの11氏との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しています。当該補償契約では、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、職務執行について悪意又は重過失がないことを条件に、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法定の定める範囲内において当社が補償することとしています。なお、当該11氏の選任が承認された場合は各氏との間で同契約が継続されます。

５.当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が塡補されます。奈良 寿、重野邦正、吉川 光、中嶋倫子、内田 章、浦野邦子、平野拓也、五嶋祐治朗、小野 傑、丸山 寿及びクリスティーナ・アメージャンの11氏は現在当該保険契約の被保険者であり、これら11氏の選任が承認された場合は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

６.浦野邦子氏は、2026年６月に開催予定の定時株主総会終結の時をもって日本製鉄株式会社の社外取締役を退任する予定であります。

７.クリスティーナ・アメージャン氏は、2026年６月15日をもって大和証券株式会社の社外取締役を退任する予定であります。

以　上

【ご参考】

取締役・執行役の候補者指名の方針と手続

取締役および執行役の候補者指名の方針

取締役・執行役は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成することとしています。

その前提のもとで、取締役候補については、コーポレートガバナンスの向上に資する人財、中長期の当社の企業価値向上を狙った経営戦略策定に求められる経験・知見を持ち、的確な経営の判断および実効性の高い経営の監督に資する人財、当社グループの事業に精通し当社およびグループ会社の適切な経営の監査に資する人財、および経理財務、法務、企業経営等の知見を有し適切な監督に資する人財を指名しています。また、執行役候補については、中長期の当社の企業価値向上に資する人財、当社グループの事業に精通し適切な業務執行に資する人財、各執行役のポジションに求められる期待役割に照らし十分な経験、知識などを有している人財、経営陣として相応しい意思と姿勢を有している人財を指名しています。

取締役候補者の指名および執行役の候補者決定の手続

当社は、取締役候補者の指名について、指名委員会において選再任基準・手続を定め、同委員会で決定しています。また、執行役については、その客観性および透明性を高めることを目的に、指名委員会が定める選再任基準・手続に基づき、同委員会における審議を経て、取締役会で決定しています。

以上

【ご参考】

社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役選任における透明性を高めるため、下記のとおり、社外役員の独立性に関する基準を設定しています。

記

当社において独立取締役であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

① 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者またはその就任の前10年間においてそうであった者（注１）
② 当社の現在の主要株主（議決権割合10％以上）または最近５年間においてそうであった者（注２）
③ 当社が現在主要株主である会社の業務執行者
④ 当社グループの主要な取引先（直近事業年度または先行する３事業年度のいずれかにおいて、当社の年間連結総売上高の２％を超える支払いを、当社グループに対して行っている者（その者の親会社および子会社を含む））の業務執行者
⑤ 当社グループを主要な取引先とする者（直近事業年度または先行する３事業年度のいずれかにおいて、当該取引先の年間連結総売上高の２％を超える支払いを、当社グループから受けた者（その者の親会社および子会社を含む））の業務執行者（注３）
⑥ 当社グループから一定額（過去３事業年度の平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30％のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の業務執行者
⑦ 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者
⑧ 当社グループの主要な借入先の業務執行者または最近３年間においてそうであった者（注４）
⑨ 当社グループの会計監査人または監査法人等の関係者または最近３年間においてそうであった者（注５）
⑩ 上記⑨に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから役員報酬以外に過去３年間の平均で年間1,000万円以上の報酬を得ている者
⑪ 上記⑨に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去３事業年度の平均で、その連結総売上高の２％を超える支払いを当社グループから受けた）の関係者（注６）
⑫ 上記①から⑪（⑥を除く）の親族（配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の家族）
⑬ 独立役員としての通算の在任期間が８年を超える者

以上

注１：業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者および使用人（本基準において「業務執行者」という）。
注２：当社の現在または最近５年間においての主要株主。主要株主が法人である場合には当該主要株主またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者。
注３：なお、取引先が連結決算を実施していない場合は、年間連結総売上高に代え、年間単体売上高を基準とする。
注４：当社グループが借入れを行っている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属するものをいう）であって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の２％を超える金融機関グループ。
注５：当社グループの会計監査人または監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者、または最近３年間においてそうであった者（現在退職している者を含む）。
注６：当該ファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者。

【ご参考】

役員が有する主な専門性・経験

当社の役員が有する主な専門性・経験は以下のとおりです。

なお、本総会第２号議案に付議させていただいている各候補者が原案どおり選任された場合の役員体制に基づいた記載とさせていただいています。

		企業経営	国際性 グローバル 経験	財務・ 会計・投 資	技術・ 開発	IT・ デジタル	営業・ マーケティング	人事 人財開発	法務 リスク管理	サステナ ビリティ ESG
取締役	奈良　寿	●	●				●			
	重野邦正	●	●		●	●				
	吉川　光		●	●			●			
	中嶋倫子			●						
社外取締役	内田　章		●	●						●
	浦野邦子							●		●
	平野拓也		●			●	●			
	五嶋祐治朗	●			●					●
	小野　傑		●						●	●
	丸山　寿	●		●					●	●
	クリスティーナ・アメージャン		●						●	●

以上

【ご参考】

取締役会、指名・報酬・監査委員会構成

本総会第２号議案に付議させていただいている各候補者が原案どおり選任された場合の取締役会、指名・報酬・監査委員会構成は以下のとおりです。

取締役会 11名			指名委員会 5名		報酬委員会 4名		監査委員会 4名	
取締役	奈良　寿		○	委員				
	重野邦正							
	吉川　光						○	委員
	中嶋倫子							
社外取締役	内田　章	取締役会議長	○	委員	○	委員		
	浦野邦子		◎	委員長	○	委員		
	平野拓也		○	委員	◎	委員長		
	五嶋祐治朗		○	委員	○	委員		
	小野　傑	筆頭社外取締役					○	委員
	丸山　寿						◎	委員長
	クリスティーナ・アメージャン						○	委員

以上

事　業　報　告

（自　2025年４月１日
至　2026年３月31日）

１．企業集団の現況

⑴　事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における、当社グループに関連する市場の認識は以下のとおりです。

世界は脱炭素社会の実現に向けたエネルギー・トランジション等、社会課題解決に向けたニーズの高まりや、AIをはじめとするデジタル技術の革新などにより劇的に変化するとともに複雑化しており、当社を取り巻く事業環境も大きく変わっています。

このような事業環境の中で、当連結会計年度（2026年3月期）において、当社グループは、中期経営計画“Growth for Sustainability 2028(GS2028)”に基づき、事業を通じて社会や環境に貢献しながら持続的な企業価値向上を図る、CSV(Creating Shared Value)経営の実現に向け、取り組んでいます。

当連結会計年度における当社グループの業績は次のとおりです。売上高は、前期までに受注した大型案件の売上寄与等に伴い、前期比で424億円増加しました。営業利益は、増収に伴う粗利の増加があった一方、ビジネス構成比の変動影響、一部地域での市場価格の下落、戦略的な案件の受注に伴う一過性の工事損失引当金の計上などを受けた粗利率の悪化等により、前期比で９億円減少しました。また、経常利益は前期比で10億円減少しましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期にのれん等の減損損失を計上したこともあり、59億円の増益となりました。

〈連　結〉

売上高

6,048億29百万円

(前期比 **＋7.5** % 424億25百万円 増)

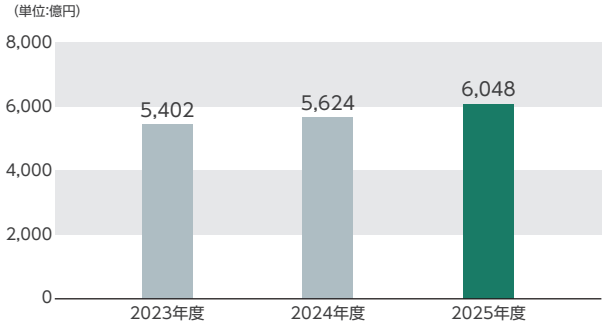

営業利益

825億55百万円

(前期比 **△1.2** % 9億67百万円 減)

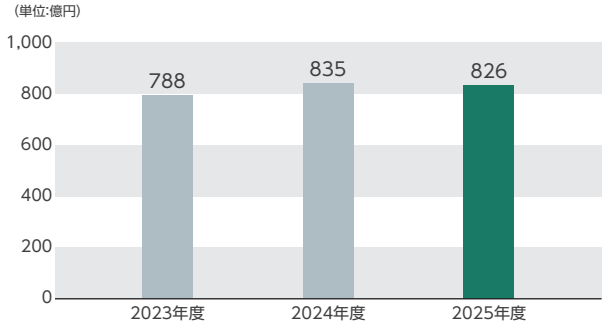

経常利益

842億59百万円

(前期比 **△1.3** % 10億92百万円 減)

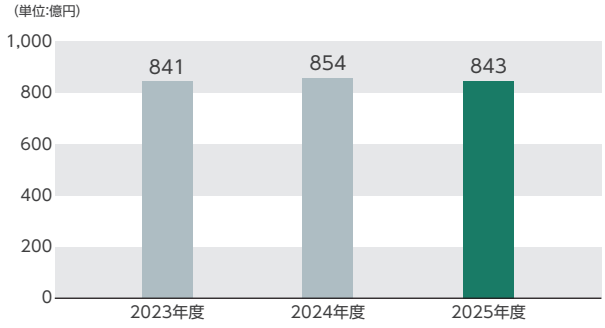

親会社株主に帰属する当期純利益

581億13百万円

(前期比 **＋11.5** % 59億89百万円 増)

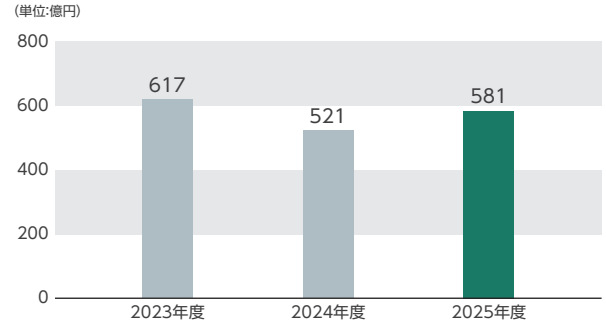

セグメント別の概況は25頁、26頁のとおりです。

制御事業

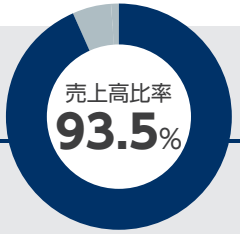

主なソリューション・製品等

●プラントの現場から経営レベルまでライフサイクルにわたりお客様価値を最大化する総合的ソリューション　●生産性向上のための各種ソフトウエア
●生産制御システム　●流量計　●差圧・圧力伝送器　●プロセス分析計
●プログラマブルコントローラ　●工業用記録計　●共焦点スキャナ　など

制御事業は、売上高は前期比で372億20百万円増加し5,655億23百万円となり、営業利益は前期比で24億26百万円減少し751億55百万円となりました。

売上高

2024年度 **5,283**億円　2025年度 **5,655**億円

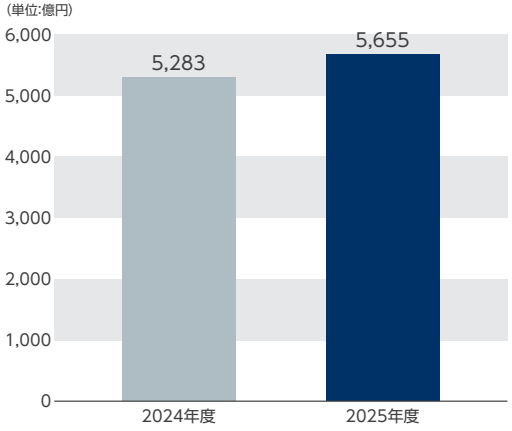

営業利益

2024年度 **776**億円　2025年度 **752**億円

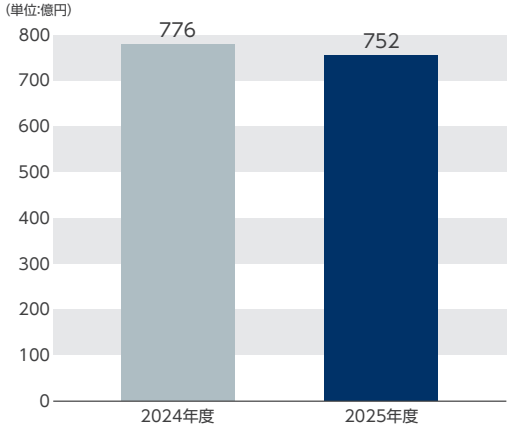

測定器事業

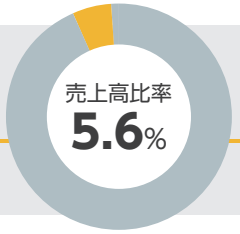

主な製品等
- 波形測定器
- 光通信関連測定器
- 信号発生器
- 電力・温度・圧力測定器　など

売上高　2024年度 **299**億円 → 2025年度 **340**億円

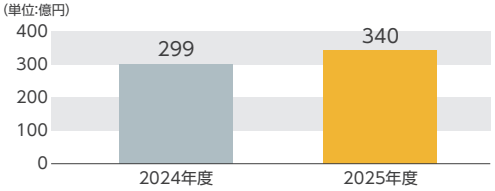

営業利益　2024年度 **62**億円 → 2025年度 **78**億円

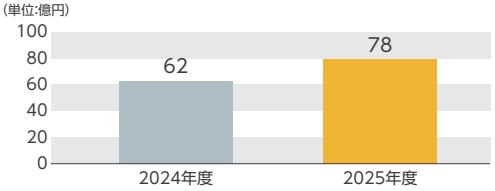

測定器事業は、売上高は前期比で40億59百万円増加し340億６百万円となり、営業利益は前期比で15億68百万円増加し77億92百万円となりました。

新事業他

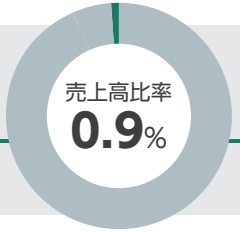

主な製品等
- 産業用IoT（IIoT）のハードウエア、ソフトウエア、クラウド環境を提供するソリューションビジネス　など

売上高　2024年度 **42**億円 → 2025年度 **53**億円

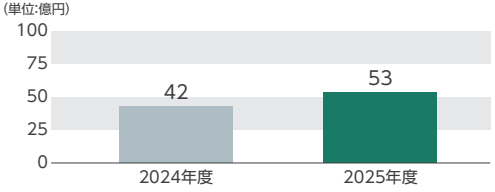

営業利益　2024年度 **△3**億円 → 2025年度 **△4**億円

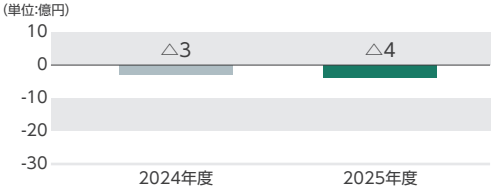

新事業他は、売上高は前期比で11億45百万円増加し53億０百万円となり、営業利益は前期比で１億８百万円損失が増加し３億91百万円の損失となりました。

②　設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は322億25百万円となり、前期と比較し8億95百万円減少しました。

③　資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金及び運転資金等につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金などをもって充当しました。

⑵　対処すべき課題

世界は脱炭素社会の実現に向けたエネルギー・トランジション等、社会課題解決に向けたニーズの高まりや、AIをはじめとするデジタル技術の革新などにより劇的に変化するとともに複雑化しています。また、足元の事業環境も中国経済活動の停滞の長期化に加え、中東情勢をはじめとする地政学リスクの顕在化により、世界経済の不確実性が高まっているほか、原材料価格や人件費の高騰も継続しており、日々刻々と変化しています。

当社グループは、2030年を見据えた「YOKOGAWAのありたい姿」を端的に示したVision statement「YOKOGAWAは、自律と共生によって持続的な価値を創造し、社会課題の解決をリードしていきます。」とその実現に向けての方向性を示す長期経営構想に基づき、中期経営計画“Growth for Sustainability 2028 (GS2028)”を策定し、このような事業環境の変化を機会ととらえ、事業を通じて社会や環境に貢献しながら持続的な企業価値向上を図る、CSV(Creating Shared Value)経営の実現に向けた取り組みを進めています。

長期経営構想及び中期経営計画“Growth for Sustainability 2028 (GS2028)”の目標達成に向けて、お客様視点でのビジネス創出等を通じた徹底したフロント機能の強化やライフサイクル視点を強化した戦略的なインストールベースの拡大とお客様からのレピュテーション向上、技術のYOKOGAWAとしての製品競争力の強化などを実現する施策を確実に実行することで、中長期的に当社グループが持続的成長をするための変革を加速し、「測る力とつなぐ力で、地球の未来に責任を果たす。」というYokogawa’s Purposeの実現に向け邁進していきます。

長期経営構想及びGS2028で達成を目指す経営目標

１．長期経営構想で目指すサステナビリティ目標（2030年度）

社会インパクト指標	目標値
温室効果ガス排出量 Scope 1,2 (基準年：2019年度)	100%削減 (2040年度から2030年度に前倒し)
エネルギー使用量（売上原単位） (基準年：2023年度)	30%削減 (平均5%改善／年)
社員のWell-beingを高める エンゲージメント	84%以上
ダイバーシティ・インクルージョンの 達成度：女性管理職比率	20%

注）これらは多くの指標・目標の中から特に重要と考えているものを表示しています。

2．　GS2028で目指す事業成長・財務目標（2024年度～2028年度）

＜事業成長目標＞

指標	目標値
受注高成長	10%／年以上
売上高成長	10%／年以上
営業利益率(ROS)	15%以上（2028年度）

想定為替レート（1米ドル）：130円

＜財務目標＞

指標	目標値
自己資本利益率(ROE)	10%以上※1
投下資本利益率（財務ROIC※2）	10%以上※1
1株当たり純利益（EPS）	300円以上（2028年度）
営業キャッシュ・フロー	3,000億円以上（5年間累計）

※1 資本コストを上回る収益性を確保
※2 財務ROIC：{営業利益×(1-法人税等負担率25%)}÷投下資本(期首・期末平均)

当社グループの長期経営構想及び中期経営計画「Growth for Sustainability 2028」についての詳細は、次頁の「【ご参考】経営の基本方針及び中長期的な経営戦略の概要」をご参照ください。

【ご参考】経営の基本方針及び中長期的な経営戦略の概要

当社グループの経営の基本方針及び中長期的な経営戦略の概要は次のとおりです。

❶ 経営の基本方針

当社グループは、YOKOGAWAのIdentityを以下のとおり整理しました。創業の精神と、それを受け継いだ企業理念は、社会におけるYOKOGAWAの在り方を示すものです。Vision statementは、2030年を見据えてYOKOGAWAが何をしていくかを示し、共有する価値観は行動をするうえでの指針を示しています。Yokogawa's Purposeは、それら全てを踏まえ、YOKOGAWAが存在する意義を、意思を込めたコミットメント（公約）として示しています。

Yokogawa Group Identity

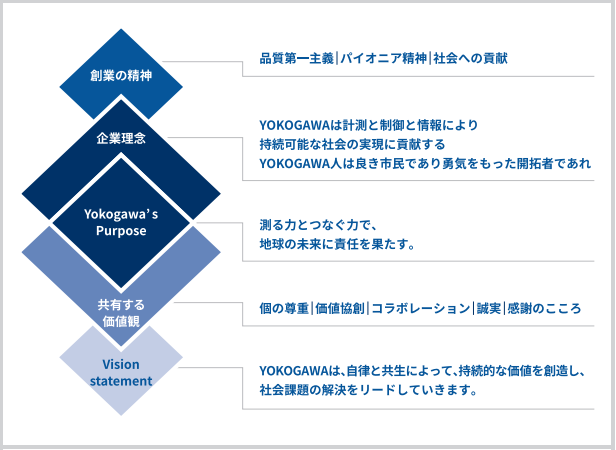

創業の精神

創業にあたり、横河民輔は、日本の計測業界の先駆者として歩み始めた横河一郎（後の初代社長）と青木晋（後の初代技師長）に、「君たちは、この仕事でもうけようなどと考える必要はない。それよりもまず、技術を覚え、技術をみがくことだ。横河電機の製品はさすがに良い、といわれるようにしてもらいたい」と語りました。この言葉は創業の精神として今日まで受け継がれています。

企業理念

創業の精神を受け継ぎ1988年に制定された企業理念は、社会に向けてのYOKOGAWAの使命とYOKOGAWA人の価値基準や行動指針を表した、YOKOGAWAの決意表明です。

Yokogawa's Purpose

お客様、市場、社会からの要望や期待に応えるYOKOGAWAのコミットメントであり、社会に存在することの意義を表したものです。同時に組織としての求心力を高め、グループ全社員の変革への志を喚起します。

共有する価値観

企業文化や風土を醸成し継承していくうえで、YOKOGAWA社員一人ひとりが「大切にすべき」行動の指針と意志をより具体的に示したものです。共有する価値観に根差した行動は新たな価値の創造を実現し、他社との差別化力、競争力をもって社会に貢献し続けるための原動力となります。

Vision statement

2030年を見据えた長期経営構想で描くYOKOGAWAのありたい姿、企業としての理想を端的に示したものです。

YOKOGAWAのIdentityについての詳細は、当社ウェブサイト
https://www.yokogawa.co.jp/about/yokogawa/company-overview/our-brand-and-identity/#ブランド＆アイデンティティ
をご参照ください。

❷ 中長期的な経営戦略

当社グループの長期経営構想と中期経営計画の全体像は、次のとおりです。

長期経営構想と中期経営計画の全体像

a 長期経営構想

＜お客様への提供価値＞

世界は今、あらゆるものが複雑につながり合う時代となっています。運用や管理に独立性のあるシステムが連携し、相乗効果と新しい価値をもたらしていく「System of Systems（SoS）」の流れが進む世界において、当社は、効果的な「つながり」を進め、統合化・自律化・デジタル化による「全体最適」の価値を生み出していきます。当社は「IA2IA※１」と「Smart Manufacturing※２」によるアプローチでこれを実現し、社会全体が「SoS」となる世界をリードしていきます。

（※１）IA2IA（Industrial Automation to Industrial Autonomy）

AI、デジタルツイン、ロボティックスなどのDX（デジタルトランスフォーメーション）技術を取り込み、Industrial Automation（自動）からIndustrial Autonomy（自律）へと進化させる活動です。

（※２）Smart Manufacturing

DXやIA2IAによって生産現場、エンタープライズ、及びサプライチェーンにおける自律を実現し、革新的な生産性向上を達成することです。

b 中期経営計画「Growth for Sustainability 2028（GS2028）」

GS2028は、「測る力とつなぐ力で、地球の未来に責任を果たす。」というYokogawa's Purposeを起点としており、Yokogawa's Purposeのもと、中期経営計画の目標達成に向けた「価値創造プロセス」を以下のように定義しました。

「永年培ってきた、OT（運用技術、Operational Technology）領域におけるお客様起点の課題解決をやり遂げる力と信頼を裏付けとし、人的資本やDXを実現する技術などの基盤を活性化することで、SoS型ビジネスなどにて、より多様かつ高い顧客価値を共創する。その過程を通じて強化したお客様との信頼関係・ノウハウ・人的資本等の経営資本を活用して、事業施策を達成する 。」

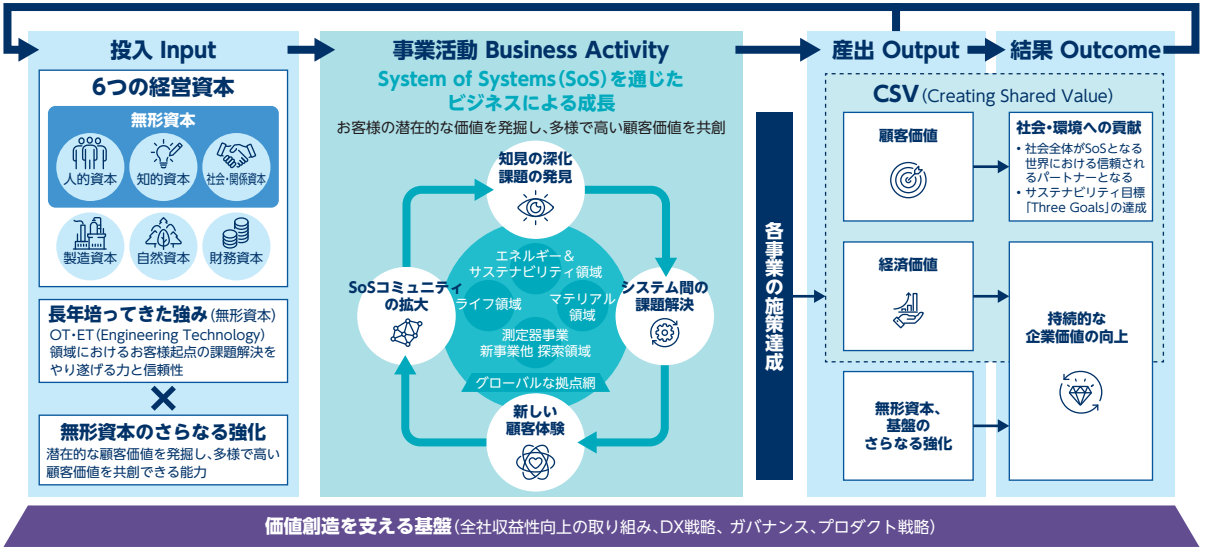

YOKOGAWAの価値創造プロセス

長期経営構想で定めた2030年を見据えた「YOKOGAWAのありたい姿」の実現と、上記価値創造プロセスを実現するために、2028年度までの５年間で取り組むべきこととして、４つの基本戦略を策定しました。それぞれの基本戦略の概要は次のとおりです 。

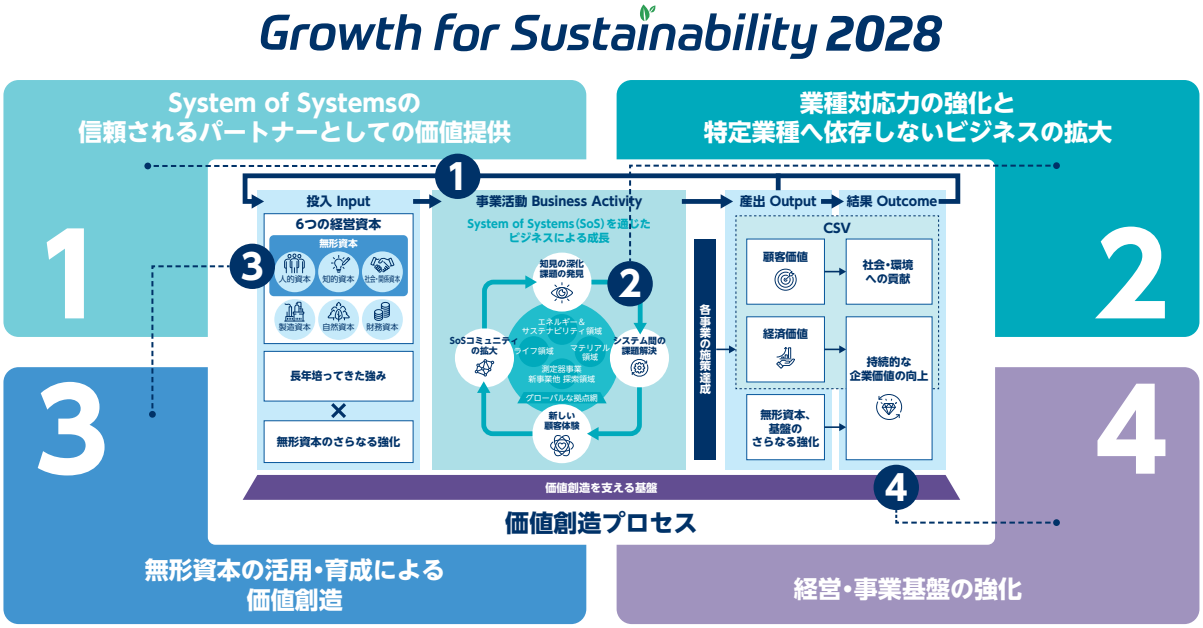

「Growth for Sustainability 2028」の4つの基本戦略

1．System of Systemsの信頼されるパートナーとしての価値提供

SoSを通じた価値提供を行うため、YOKOGAWAはIA2IAとSmart Manufacturingという２つの側面からアプローチを行います。数多くの製造現場で培ったノウハウ、経験、高度な技術力を活用し、戦略的なコンサルティングとシームレスなインテグレーションという価値を提供することで実現していきます。

2．業種対応力の強化と特定業種へ依存しないビジネスの拡大

さらなる生産の効率化と生産の安定化を追求しているお客様に対応するため、YOKOGAWAはIT/OTの融合を通して業種対応力の強化を図るとともに、品質管理や設備管理といった、業種に関わらない共通の課題を解決するビジネスの拡大にGS2028においても取り組んでいきます。YOKOGAWAが強みをもつフィールド機器や制御システムのレベルから、MESやERPといった上位レイヤーのシステムまでをターゲットに、ソリューションの幅を広げ、お客様のDXをサポートしていきます。

また、事業環境や市場ニーズの変化に対応するため事業内容を変更するお客様のサポートができるように、ソリューションを充実させていきます。

3．無形資本の活用・育成による価値創造

YOKOGAWAは、人的資本、知的資本、社会・関係資本の3つの活用に注力していきます。これら無形資本には、「価値創造力」、「共感力」、「課題発見力」、「ステークホルダーをつなぐ力」というYOKOGAWAが長年培ってきた見えない強みがあり、これらを成長に生かします。

4．経営・事業基盤の強化

価値創造プロセスを支える経営・事業基盤の強化に取り組みます。

・全社収益性の向上：戦略的リソースの捻出と配分、オペレーションの最適化と、経営基盤の最適化を図ります。

・DX戦略：Internal DXではグローバルなIT基盤のもとで、お客様、パートナー、社員の視点に立って、それぞれの体験価値を向上させるDX施策を進めていきます。External DXではOT分野で培ってきたノウハウを、Yokogawa Cloudのもとで、積極的にアプリケーション化、サービス化し、整備を進め、リカーリングのビジネスモデルへの変革を目指します。

・ガバナンスの強化：監査役会設置会社から、指名委員会等設置会社に移行します（2024年度に移行済み）。監督と執行の役割分担を明確化し、意思決定プロセスの効率化、経営判断と事業計画の達成に対する責任の明確化、監査機能の強化、効率化を図ります。

＜資本政策・財務戦略＞

「Growth for Sustainability 2028」では、長期経営構想を念頭においた成長戦略の実現のために成長投資を強化していきながら、持続的な企業価値及び株主価値の向上を実現していきます。

【初年度からの３年間　2024年度～2026年度】

成長投資枠	M&A・アライアンス：1,000億円以上 ●成長戦略の実現に向けた投資を加速・拡大 ●エネルギー/資源の課題対応、DX/OT(Operational technology)データ活用への貢献、業種拡大の加速等を目的

株主還元	安定的・継続的な増配 ●配当性向30％以上の確保に努める ●一時的要因での業績悪化時も株主資本配当率を考慮し、安定的な配当を維持 ●自己株取得についても、財務状況等を踏まえ柔軟に検討

前提条件：格付けA格維持可能な株主資本水準を確保

中期経営計画「Growth for Sustainability 2028」についての詳細は、当社ウェブサイト
https://www.yokogawa.co.jp/about/yokogawa/company-overview/corporate-strategy/#%E4%B8%AD%E6%9C%9F%E7%B5%8C%E5%96%B6%E8%A8%88%E7%94%BB
をご参照ください。

⑶　財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	2022年度 第147期	2023年度 第148期	2024年度 第149期	2025年度 第150期(当期)
受注高	518,389	541,961	598,591	617,838
売上高	456,479	540,152	562,404	604,829
営業利益	44,409	78,800	83,523	82,555
経常利益	48,608	84,098	85,351	84,259
親会社株主に帰属する当期純利益	38,920	61,685	52,123	58,113
1株当たり当期純利益	145円81銭	234円83銭	200円41銭	227円72銭
総資産	618,637	672,866	718,285	795,618
純資産	386,825	444,763	475,721	529,894

②　当社の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	2022年度 第147期	2023年度 第148期	2024年度 第149期	2025年度 第150期(当期)
受注高	135,954	121,495	142,994	143,289
売上高	124,495	141,035	145,376	144,727
営業利益	△268	13,713	15,148	9,576
経常利益	23,023	50,934	51,244	46,182
当期純利益	25,471	56,318	45,314	41,073
1株当たり当期純利益	95円42銭	214円39銭	174円23銭	160円95銭
総資産	303,905	317,683	343,720	362,795
純資産	211,065	243,330	271,037	287,685

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
横河ソリューションサービス株式会社	3,000百万円	100.0%	制御機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
横河マニュファクチャリング株式会社	100百万円	100.0%	制御・計測機器の製造
横河計測株式会社	90百万円	100.0%	計測機器の販売、保守サービス
Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd.	23,076千米ドル	100.0% (100.0%)	制御・計測機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Electric Asia Pte. Ltd.	31,020千 シンガポールドル	100.0%	制御・航機その他の製造
横河電機(中国)有限公司	119百万人民元	100.0%	制御機器の製造、販売、エンジニアリング、保守サービス
重慶横河川儀有限公司	132百万人民元	60.0% (26.7%)	制御機器の製造、販売
韓国横河電機株式会社	4,032百万ウォン	100.0%	制御・計測機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Middle East & Africa B.S.C.(c)	2,481千 バーレーンディナール	100.0%	制御機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa India Limited	85,054千 インドルピー	100.0%	制御・計測機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Corporation of America (注 1)	1千米ドル	100.0% (100.0%)	制御・計測機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa America do Sul Ltda.	72,044千レアル	100.0%	制御機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Europe B.V.	17,725千ユーロ	100.0%	制御・計測機器の販売、エンジニアリング、保守サービス
KBC Advanced Technologies Limited	2,145千英ポンド	100.0%	ソフトウエアの販売及びコンサルティング・サービス

(注) 1. Yokogawa Corporation of America には、資本金1千米ドルの他に、114,152千米ドルを資本準備金として出資しています。
2. 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。
3. 議決権比率の()内は間接所有割合で内数です。

⑸ **主要な事業内容**（2026年３月31日現在）

事業区分	主要なソリューション・製品等
制御事業	プラントの現場から経営レベルまでライフサイクルにわたりお客様価値を最大化する総合的ソリューション、 生産性向上のための各種ソフトウエア、 生産制御システム、流量計、差圧・圧力伝送器、プロセス分析計、プログラマブルコントローラ、工業用記録計、共焦点スキャナ　等
測定器事業	波形測定器、光通信関連測定器、信号発生器、電力・温度・圧力測定器　等
新事業他	産業用IoT（IIoT）のハードウエア、ソフトウエア、 クラウド環境を提供するソリューションビジネス　等

(6) 主要拠点等（2026年３月31日現在）

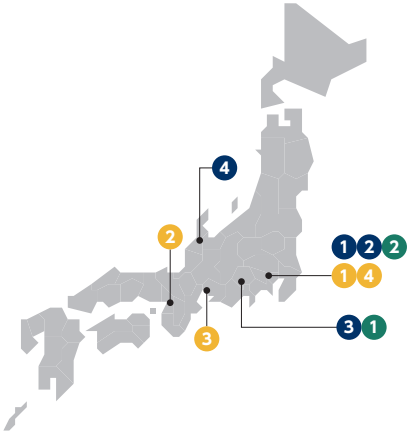

①当　　社

本　　社

東京都武蔵野市 …… ❶

事業所

小峰事業所（東京都あきる野市） …… ❷
甲府事業所（山梨県甲府市） …… ❸
金沢事業所（石川県金沢市） …… ❹

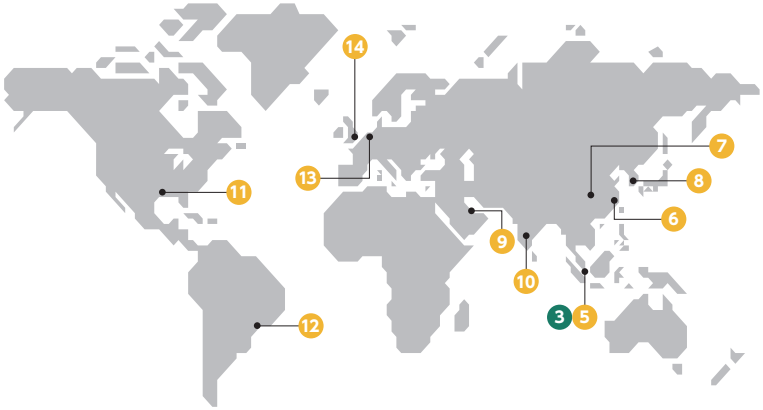

②子 会 社

生産拠点

横河マニュファクチャリング株式会社
　甲府事業所（山梨県甲府市） …… ❶
　小峰事業所（東京都あきる野市） … ❷
Yokogawa Electric
　Asia Pte. Ltd.（シンガポール） … ❸

販売拠点

横河ソリューションサービス株式会社
　本　　社（東京都武蔵野市） …… ❶
　関西支社（大阪府大阪市） …… ❷
　中部支社（愛知県名古屋市） …… ❸
横河計測株式会社（東京都八王子市） …… ❹
Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd.（シンガポール） … ❺
横河電機（中国）有限公司（中国） …… ❻
重慶横河川儀有限公司（中国） …… ❼
韓国横河電機株式会社（韓国） …… ❽
Yokogawa Middle East & Africa B.S.C.(c)（バーレーン） … ❾
Yokogawa India Limited（インド） …… ❿
Yokogawa Corporation of America（米国） …… ⓫
Yokogawa America do Sul Ltda.（ブラジル） … ⓬
Yokogawa Europe B.V.（オランダ） …… ⓭
KBC Advanced Technologies Limited（イギリス） …… ⓮

⑺　企業集団の従業員の状況（2026年３月31日現在）

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
制御事業	17,504名	723名増
測定器事業	729名	35名増
新事業他	80名	115名減
合計	18,313名	643名増

（注）従業員数は就業人員を記載しています。なお、契約社員、派遣社員などは含まれていません。

⑻　主要な借入先の状況（2026年３月31日現在）

借入先	借入額
シンジケートローン	200億円

（注）１．シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を幹事とする協調融資によるものです。
２．当社は、総額350億円のコミットメントライン契約を締結しています。
当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

⑼　その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1)　株式の状況（2026年３月31日現在）

①　発行可能株式総数　600,000千株

②　発行済株式の総数　257,201千株

（注）2026年３月13日付にて実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は11,423,300株減少しています。

③　株主数　16,581名

④　大株主（上位10名）

【ご参考】所有者別株式分布状況

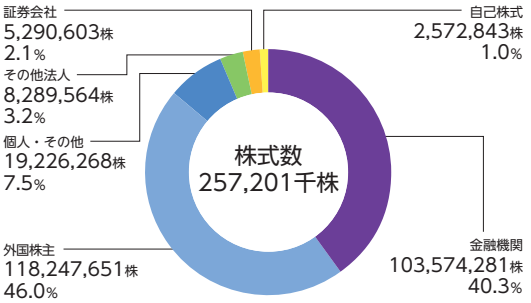

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	48,776	19.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	18,893	7.4
日本生命保険相互会社	13,484	5.3
第一生命保険株式会社	7,197	2.8
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託みずほ銀行口　再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	6,141	2.4
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505038	5,928	2.3
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505001	5,505	2.2
横河電機持株会	3,805	1.5
ジェーピーモルガンチェースバンク385781	3,611	1.4
エイチエスビーシーホンコントレジャリーサービシィズアカウントアジアンエキュイティーズデリバティブス	3,044	1.2

（注）１．当社は、自己株式を2,572千株保有しています。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しています。

⑵　会社役員の状況

①　取締役及び執行役の状況

ⅰ　取締役の状況（2026年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	奈良　寿	指名委員会委員
取締役	重野　邦正	
取締役	吉川　光	監査委員会委員
取締役	中嶋　倫子	
取締役	内田　章	取締役会議長、指名委員会委員、報酬委員会委員 公益財団法人スガウェザリング技術振興財団　監事
取締役	浦野　邦子	指名委員会委員長、報酬委員会委員 日本製鉄株式会社　社外取締役
取締役	平野　拓也	指名委員会委員、報酬委員会委員長 Three Field Advisors LLC　Co-founder Crosspoint LLC　Founder 弥生株式会社　取締役会長（非常勤） ルネサスエレクトロニクス株式会社　社外取締役 富士通株式会社　社外取締役
取締役	五嶋　祐治朗	指名委員会委員、報酬委員会委員 株式会社日本触媒　相談役 公益社団法人関西経済連合会　評議員　科学技術・産業振興委員会副委員長
取締役	大澤　真	筆頭社外取締役、監査委員会委員 株式会社フィーモ　代表取締役 株式会社ロングステイネットワーク　代表取締役 株式会社富山銀行　社外取締役 株式会社イオン銀行　社外取締役 一般社団法人日本ビジネススクール・経営人財育成推進機構　理事 公益財団法人紀文奨学財団　監事 一般財団法人土屋教育文化財団　評議委員
取締役	小野　傑	監査委員会委員 小野総合法律事務所　代表パートナー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業　外部顧問 株式会社プレステージ・インターナショナル　社外監査役 株式会社and Capital　監査役（非常勤） 一般社団法人流動化・証券化協議会　理事長 一般社団法人経済同友会インターンシップ推進協会　監事

地　　位	氏　　名	担　当　及　び　重　要　な　兼　職　の　状　況
取　　締　　役	丸　　山　　寿	監査委員会委員長 株式会社ゼンショーホールディングス　社外取締役　監査等委員
取　　締　　役	クリスティーナ・アメージャン	監査委員会委員 日本特殊陶業株式会社　社外取締役　監査等委員 大和証券株式会社　社外取締役 株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ　社外取締役 株式会社ディスコ　社外取締役 北海道大学　理事（非常勤）

（注）1．取締役 内田 章氏、浦野邦子氏、平野拓也氏、五嶋祐治朗氏、大澤 真氏、小野 傑氏、丸山 寿氏及びクリスティーナ・アメージャン氏は、社外取締役です。

2．監査委員 大澤 真氏は、日本銀行、プライスウォーターハウスクーパース及び株式会社フィーモにおいて、長年にわたり金融機関の審査、事業会社の再生・経営改善指導、後継経営者に対する指導を行った実績があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

3．取締役 内田 章氏、浦野邦子氏、平野拓也氏、五嶋祐治朗氏、大澤 真氏、小野 傑氏、丸山 寿氏及びクリスティーナ・アメージャン氏は、高い独立性を有しており、一般株主との利益相反のおそれがないことから、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

4．社外取締役の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

5．当社は、最適な監査体制を構築し、監査活動の実効性を高めるため、吉川 光氏を常勤の監査委員として選定しています。

6．当事業年度中に退任した取締役

氏　　名	退　任　日	退任事由	担当及び重要な兼職の状況
高　山　靖　子	2025年６月19日	任　期　満　了	社外取締役 筆頭社外取締役、監査委員会委員

7．取締役 内田 章氏は、2025年５月29日をもってＪ．フロント リテイリング株式会社の社外取締役を退任しています。

8．取締役 浦野邦子氏は、2025年６月27日をもって森永製菓株式会社の社外取締役を退任しています。

9．取締役 クリスティーナ・アメージャン氏は、2025年６月26日をもって住友電気工業株式会社の社外取締役を、2025年６月20日をもって日本電気株式会社の社外取締役を、それぞれ退任しています。

ii　執行役の状況（2026年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役	奈良　寿	
代表執行役社長	重野　邦正	
執行役専務	中岡　興志	エネルギー＆サステナビリティ事業本部長
執行役常務	竹岡　一彦	デジタルソリューション統括本部長
執行役常務	田野口　宏	横河プロダクト本部長
執行役	中尾　寛	ライフ事業本部長
執行役	永井　博	横河マニュファクチャリング株式会社 社長
執行役	中嶋　倫子	経理財務本部長
執行役	藤田　陽子	ビジネス戦略本部長
執行役	鈴木　俊之	横河計測株式会社 社長
執行役	福田　哲	経営管理本部長 兼 インド・南アジア統括代表
執行役	Kevin　McMillen	北米・南米統括代表 兼 Yokogawa Corporation of America 社長
執行役	遠藤　尚久	マテリアル事業本部長
執行役	小川　恭正	デジタルソリューション統括本部 プロジェクト・サービス事業部長
執行役	佐藤　範直	中東・アフリカ統括代表 兼 Yokogawa Middle East & Africa B.S.C.(c) 社長
執行役	朝倉　義明	グローバル・ビジネス・サービス本部長
執行役	前田　雅治	デジタルソリューション統括本部 ソリューション事業部長
執行役	朝長　正隆	人財総務本部長
執行役	山本　光浩	デジタルソリューション統括本部 システム事業部長
執行役	萩原　盛太	欧州・ロシア・CIS統括代表 兼 Yokogawa Europe B.V. 社長
執行役	鹿子木　宏明	デジタルソリューション統括本部 デジタル戦略本部長 兼 横河デジタル株式会社 社長
執行役	北原　卓	IT戦略本部長
執行役	木村　郁雄	日本統括代表 兼 横河ソリューションサービス株式会社 社長
執行役	宮坂　信義	マーケティング本部長
執行役	Kin Wah Chay	ASEAN・パシフィック・中国・韓国統括代表 兼 Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd. 社長

（注）１．奈良 寿、重野邦正及び中嶋倫子の３氏は取締役を兼務しています。

2．当事業年度中に退任した執行役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
中　尾　　寛	2026年３月31日	任期満了	執行役 ライフ事業本部長
永　井　　博	2026年３月31日	任期満了	執行役 横河マニュファクチャリング株式会社 社長
藤　田　陽　子	2026年３月31日	任期満了	執行役 ビジネス戦略本部長
鈴　木　俊　之	2026年３月31日	任期満了	執行役 横河計測株式会社 社長
Kevin　McMillen	2026年３月31日	任期満了	執行役 北米・南米統括代表 兼 Yokogawa Corporation of America 社長
小　川　恭　正	2026年３月31日	任期満了	執行役 デジタルソリューション統括本部 プロジェクト・サービス事業部長
朝　倉　義　明	2026年３月31日	任期満了	執行役 グローバル・ビジネス・サービス本部長
前　田　雅　治	2026年３月31日	任期満了	執行役 デジタルソリューション統括本部 ソリューション事業部長
山　本　光　浩	2026年３月31日	任期満了	執行役 デジタルソリューション統括本部 システム事業部長
鹿　子　木　宏　明	2026年３月31日	任期満了	執行役 デジタルソリューション統括本部 デジタル戦略本部長 兼 横河デジタル株式会社 社長
北　原　　卓	2026年３月31日	任期満了	執行役 IT戦略本部長
宮　坂　信　義	2026年３月31日	任期満了	執行役 マーケティング本部長

3．当事業年度末日後に、次のとおり執行役の地位、担当及び重要な兼職に変更がありました。

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況	異動日
執行役専務	中　岡　興　志	エネルギー＆サステナビリティ事業本部、 ビジネス戦略本部管掌 兼 エネルギー＆サステナビリティ事業本部長	2026年４月１日
執行役常務	田野口　　宏	Chief Technology Officer (CTO) 横河プロダクト本部、グローバルSCM本部、 横河マニュファクチャリング株式会社管掌 兼 横河プロダクト本部長	2026年４月１日
執　行　役	福　田　　哲	経営管理本部、IT戦略本部、マーケティング本部、 横河計測株式会社管掌 兼 経営管理本部長	2026年４月１日
執　行　役	佐　藤　範　直	中東・アフリカ・インド・南アジア統括代表 兼 Yokogawa Middle East & Africa B.S.C.(c) 社長	2026年４月１日

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況	異動日
執行役	萩原盛太	北米・南米・欧州・ロシア・CIS統括代表 兼 Yokogawa Europe B.V. 社長	2026年4月1日
執行役	木村郁雄	日本・韓国統括代表 兼 横河ソリューションサービス株式会社 社長	2026年4月1日
執行役	Kin Wah Chay	ASEAN・パシフィック・中国統括代表 兼 Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd. 社長	2026年4月1日
執行役	山﨑盛光	ライフ事業本部長	2026年4月1日

注）執行役 山﨑盛光氏は、2026年４月１日付で新たに選任されました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 内田 章、浦野邦子、平野拓也、五嶋祐治朗、大澤 真、小野 傑、丸山 寿及びクリスティーナ・アメージャンの８氏は、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としています。

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役及び執行役全員との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しています。当該補償契約では、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、職務執行について悪意又は重過失がないことを条件に、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、執行役、監査役及び執行役員（いずれも退任者を含みます。）であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が補償されることになります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償の対象としないこととしています。

⑤ 取締役及び執行役の報酬等

ⅰ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

また、報酬委員会は、当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等について、報

酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が報酬委員会で定められた決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

取締役及び執行役の個人別の報酬等の基本方針は、以下のとおりとしています。

（ア）持続的、中長期的に企業価値向上を促す制度であること

（イ）中長期経営戦略を反映した制度であり、中長期経営目標達成を強く動機づけるものであること

（ウ）短期志向への偏重を抑制する制度であること

（エ）優秀な人財を確保・維持できる制度と金額であること

（オ）ステークホルダーに対して透明性、公正性及び合理性を備えた制度であり、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること

イ.役員の報酬等の決定方針

当社は指名委員会等設置会社であるため、報酬委員会が、取締役及び執行役の報酬等の制度及び決定方針を定め、これらに従って取締役及び執行役個人別の報酬等の内容を決定します。

ウ.役員報酬の構成

取締役には固定報酬である基本報酬を支給します。これは、業務執行から独立した立場にある社外取締役には、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、基本報酬のみ支給するという考え方であり、同様に非業務執行の取締役についても基本報酬のみ支給します。ただし、取締役を兼務する執行役には執行役としての報酬を適用します。

執行役の報酬は、(a) 固定報酬である基本報酬と(b) 業績連動報酬（(b)-1 年次インセンティブと(b)-2 中長期インセンティブ）で構成されています。

役員の報酬額の水準については、外部機関の調査結果に基づく国内外の同業又は同規模の他企業との比較及び当社の財務状況を踏まえて設定しています。

役位別・職位別の報酬水準は、同輩企業の50％ileを基準とし、環境変化に応じた柔軟な運用や優秀な経営人財を獲得・保持する観点から、概ね25％ile～75％ileの範囲内で運用することとしています。

なお、海外で採用する人財の報酬については、その海外地域における役員報酬調査データに基づいて役位毎の職責を考慮して報酬ベンチマーク分析を行い、個別に定めることがあります。

具体的な役員の報酬構成は、役員区分に応じて以下のとおりとしています。

役員区分	(a) 基本報酬	(b) 業績連動報酬 ((b)-2に非金銭的報酬を含む)	
		(b)-1 年次 インセンティブ	(b)-2 中長期 インセンティブ
取締役	○	−	−
取締役兼務執行役	○	○	○
執行役	○	○	○

(a)　基本報酬

基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役及び執行役としての役割と役位に応じて報酬委員会にて定められた基準に基づき金額を決定します。

(b)　業績連動報酬

業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上及び中期的な企業価値向上に対する意識を高めるため、報酬委員会にて業績指標（KPI）を定め、目標値に対する達成度合いに応じて算出された額又は数を支給します。

業績連動報酬の考え方は次のとおりです。

1.全報酬に占める業績連動報酬の比率を高くする。
2.役位が上位の者ほど業績連動報酬の全報酬に占める比率を高くする。
3.株式報酬の全報酬に占める割合を同業又は同規模の他社水準以上とする。

(b)-1　年次インセンティブ

業績連動報酬のうち年次インセンティブは、報酬委員会において単年度の全社業績評価と個人業績評価に基づき算定し、年1回支給します。支給額は、業績目標達成時を100%として、0%～200%の範囲で変動するよう設計しています。

年次インセンティブにおける単年度の全社業績評価につながる業績目標は、当社グループが持続的な成長を図るために重要な指標であるとの考えから「連結売上高」と「連結売上高営業利益率（ROS）」で構成します。さらに、代表執行役には、「ESG関連の外部評価」及び「従業員エンゲージメントスコア」を評価に反映します。

※業績目標を達成した場合の基本報酬と年次インセンティブの比率は、役位が上位の者ほど年次インセンティブの比率を高く設定し、代表執行役の１対0.75から役位が下がるにつれてさがり、全体の平均が概ね１対0.5になるように設計しています（イメージ図１）。なお、この比率は業績目標の達成度合いによっては、１対０から１対１の間で変動する場合があります。

（イメージ図１）

(b)-2 中長期インセンティブ

業績連動報酬のうち、報酬委員会が定めた期間の当社の業績指標とサステナビリティ指標の達成度に応じて当社株式及び金銭を支給する業績連動型株式報酬制度であるパフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下「PSU制度」）を適用します。

中長期インセンティブにおける業績指標は、中期経営計画との連動を基本に考えており、企業価値及び株主価値向上の両面において重要な指標であるとの考えから、投下資本利益率（連結財務ROIC）と１株当たり純利益（EPS）成長率で構成します。

サステナビリティ指標は、温暖化ガス総排出量（スコープ１，２）とエネルギー原単位使用量削減率からなる環境指標並びに従業員エンゲージメントスコアで構成します。

報酬委員会が定めた期間において、報酬委員会があらかじめ設定した業績目標その他要件を前提とし、支給対象となる執行役の役位毎に報酬委員会にて定めた株式報酬基準額を対象期間の直前１か月間の当社株式の終値平均額で除した株数を割り当て、対象期間終了時に業績目標達成条件に応じて報酬委員会があらかじめ設定した係数（以下「支給率」）を乗じて、対象となる執行役毎の中長期インセンティブによる個別報酬株式数を決定し、支給する株式数の60％相当は当社株式で、40％相当は交付取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社株式の普通取引の終値で計算した金額を金銭として支給します。支給率は業績目標の達成度合いに応じて０％から200％の範囲で変動するよう設計しています。

なお、重大な不正会計又は巨額損失が発生した場合、あるいは役員が重過失ま

たは意図的な不正行為を行い会社に損害を与えた場合、未支払いの報酬の支払い停止、任期中に支払った基本報酬、年次インセンティブ報酬及び中長期インセンティブに関する報酬の一部または全部を返還させることができる旨を規定しています。

※中長期インセンティブの支給年度において、年次インセンティブ、中長期インセンティブそれぞれの業績目標を達成した場合の基本報酬との比率は、役位が上位の者ほど基本報酬に対する比率を高く設定し、代表執行役の１対0. 75対0.375から役位が下がるにつれてさがり、全体の平均が概ね１対0.5対0.25になるように設計しています（イメージ図２）。なお、この比率は年次インセンティブ及び中長期インセンティブそれぞれの業績目標の達成度合いによっては、１対０対０から１対１対0.5の間で変動する場合があります。ただし、中長期インセンティブの比率は株価により変動します。

（イメージ図２）

ii　当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 （うち 社外取締役）	167 (138)	167 (138)	- (-)	10 (9)
執行役	973	517	456	28
合計 （うち 社外役員）	1,141 (138)	684 (138)	456 (-)	38 (9)

（注）1.　上記の取締役には、執行役を兼務する取締役3名は含まれていません。また、取締役を兼務する執行役は、執行役の区分にて記載しています。
2.　業績連動報酬は、年次インセンティブと中長期インセンティブにより構成されており、当該事業年度の費用計上額を記載しています。
3.　業績連動報酬については、「ｉ役員報酬等の内容の決定に関する方針等 ウ.役員報酬の構成」に記載しています。

⑥　社外役員に関する事項

ⅰ　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

上記①取締役及び執行役の状況　ⅰ取締役の状況に記載のとおりです。

ⅱ　当事業年度における主な活動状況

氏　名	地　位	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
内田　　章	社外取締役	取締役会出席状況　15回／15回中 当事業年度に開催された取締役会15回全てに取締役会議長として出席しました。また、指名委員会の委員及び報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名委員会11回、報酬委員会６回の全てに出席しました。 経営者としての高い見識と、経理財務部門を中心とする経営管理分野の幅広い経験を有し、取締役会では、議長として議事運営を適切に行うとともに当該観点から積極的に意見を述べており、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるための適切な役割を果たしています。
浦野邦子	社外取締役	取締役会出席状況　15回／15回中 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しました。また、指名委員会の委員長及び報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名委員会11回、報酬委員会６回の全てに出席しました。 経営者としての高い見識と、大手製造業における生産部門や人事・教育、広報・CSR部門など幅広い経験を有し、取締役会では、当該観点から積極的に意見を述べており、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるための適切な役割を果たしています。
平野拓也	社外取締役	取締役会出席状況　15回／15回中 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しました。また、指名委員会の委員及び報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された指名委員会11回、報酬委員会６回の全てに出席しました。 経営者としての高い見識と、グローバルIT企業の事業部門における幅広い実務経験を有し、取締役会では、当該観点から積極的に意見を述べており、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるための適切な役割を果たしています。

氏　名	地　位	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
五嶋祐治朗	社外取締役	取締役会出席状況　15回／15回中 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しました。また、指名委員会の委員及び報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名委員会11回、報酬委員会６回の全てに出席しました。 グローバルに活動する大手製造業において、生産や生産技術の現場で長く生産戦略を主導し、CEOとして企業変革や人事改革、新規事業の育成、M&Aなどに取り組んできた豊富な経験と知見を有し、取締役会では、当該観点から積極的に意見を述べており、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるための適切な役割を果たしています。
大澤　真	社外取締役	取締役会出席状況　15回／15回中 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しました。また、監査委員会の委員として、当事業年度に開催された監査委員会21回の全てに出席しました。 経験豊富な経営者の観点と経済界における幅広い活動に基づく高い見識に基づき、取締役会及び監査委員会において当該観点から積極的に意見を述べており、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるための適切な役割を果たしています。
小野　傑	社外取締役	取締役会出席状況　15回／15回中 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しました。また、監査委員会の委員として、当事業年度に開催された監査委員会21回の全てに出席しました。 弁護士として企業法務やファイナンス分野の豊富な知見を有しており、経済界や教育界における幅広い活動に基づく高い見識に基づき、取締役会及び監査委員会において当該観点から積極的に意見を述べており、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるための適切な役割を果たしています。
丸山　寿	社外取締役	取締役会出席状況　15回／15回中 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しました。また、監査委員会の委員長として、当事業年度に開催された監査委員会21回の全てに出席しました。 グローバルに活動する大手製造業において、法務、広報・IR、財務、CSR部門などを中心に幅広い業務に携わり、CEOとして企業改革を主導するなど経営者として豊富な経験と知見を有しており、経済界における幅広い活動に基づく高い見識に基づき、取締役会及び監査委員会において当該観点から積極的に意見を述べており、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるための適切な役割を果たしています。

氏　名	地　位	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
クリスティーナ・アメージャン	社外取締役	取締役会出席状況　11回／11回中 当事業年度に開催された就任後の取締役会11回の全てに出席しました。また、監査委員会の委員として、当事業年度に開催された就任後の監査委員会14回のうち12回に出席しました。 大学教授、研究者としてグローバルでの企業経営やコーポレートガバナンスに関する幅広い知見を持つとともに、日本の複数の大手企業でESGやサステナビリティ、グローバルの観点から社外取締役を務めてきた豊富な経験と実績を有しており、経済界や教育界における幅広い活動に基づく高い見識に基づき、取締役会及び監査委員会において当該観点から積極的に意見を述べており、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるための適切な役割を果たしています。

（注）クリスティーナ・アメージャン氏については、2025年６月19日の就任後に開催された取締役会及び監査委員会への出席状況を記載しています。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	1億88百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2億24百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2．監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、会社法第340条第２項及び第６項の規定に従い、監査委員会の委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、当社監査委員会は会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第404条第２項第２号の規定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の執行役、社員並びに子会社の取締役等及び使用人（以下、合わせて「執行役等」という）の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他YOKOGAWAグループの業務の適正を確保するために必要なものとして定める体制として、グループの中長期的な企業価値向上を目的とする「YOKOGAWAグループ内部統制システム」の基本方針を下記のとおり定め、本基本方針に基づき内部統制システムを整備し、運用状況を確認の上、継続的な改善、強化に努めることといたします。

記

① 執行役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・　当社は、コンプライアンスの基本原則として『YOKOGAWAグループ行動規範』を定め、執行役等は、業務執行において、周知の上徹底を図り、これを率先し企業倫理の遵守と浸透にあたる。

・　グループを横断するコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対処のために、企業倫理担当部署を設置し、また、コンプライアンスの徹底状況についてモニタリングを実施し、重要な事項について代表執行役及び監査委員会に報告する。

・　『インサイダー取引防止に関する規程』を定め、該当する情報に関するルールと管理体制を整備する。

② 執行役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・　『伝達ならびに文書管理規程』及び『文書管理規則』を定め、議事録及び保存すべき情報に関するルールと管理体制を整備する。

・　『グループ情報セキュリティマネジメント規程』を定め、情報の機密性の区分に関するルールと管理体制を整備する。また、グループで業務に従事する者に対して、秘密保持に関する誓約を求める。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・　グループのリスク管理に関する基本的事項を定め、その活動を円滑かつ効果的に推進することを目的に『リスク管理規程』を定める。同規程に基づき、リスク管理委員会が、グループとして重点的に管理すべき重大なリスクを選定するとともに、そのモニタリング方法を決定し、取締役会等に報告する。代表執行役は、リスク管理委員長としてリスク管理の統括責任を負う。

・　グループの各組織は、リスクを洗い出し、評価するとともに対応策を立案・実行する。内部監査担当部署は、グループのリスク管理プロセスの有効性を評価し、重要な事項は監査委員会及

び、代表執行役に報告する。

・ 危機事象に対する対応は、『グループ危機管理規程』に定める。代表執行役が危機管理委員長として、グループにおいて危機事象が発生した際の情報伝達及び指揮命令を統制し、人的な安全の確保及び経済的な損失の最小化を図る。事業継続管理に関しては、大規模な自然災害、事故などの想定リスクに対して、『事業継続管理規則』に基づき、対応基本方針を定め、事業継続計画（BCP）を策定する。

・ グループにおけるAI活用の方向性とリスク管理のためのガバナンス体制について、AIポリシーを定めるとともに、AIに関するリスク管理の責任と権限を定めた『グループAIガバナンス規程』を定め、これを適切に運用する。

④ 執行役等の職務が効率的に行われることを確保するための体制

・ 業務執行における意思決定プロセスの責任と権限を定める『意思決定管理規程』を定め、適切なコーポレートガバナンス体制において迅速な意思決定を行うことにより、経営の効率性を高め、グループの持続的成長と企業価値向上に努める。

・ 執行役は、担当する分掌業務に関し、善良な管理者の注意義務をもって、忠実に、分掌する業務を執行し、分掌業務に関して単年度計画を策定し、計画目標の達成に向けた事業活動を展開する。執行役は、目標達成に向けて全社としての効率性を追求する仕組みを構築するとともに、計画目標の達成状況を把握し、代表執行役に報告する。

⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・ グループで業務に従事する者が取るべき行動を『YOKOGAWAグループコンプライアンスガイドライン』として定め、当社及び子会社の使用人は、業務執行において運用の徹底を図り、企業倫理の遵守にあたる。

・ 代表執行役が法令等遵守の重要性を当社及び子会社の使用人に対し繰り返し伝えるとともに、企業倫理担当部署が中心となってコンプライアンスに関する教育を継続的に展開する。

・ コンプライアンスに関わる問題の通報・相談を受け付ける内部通報・相談窓口に関しては、『YOKOGAWAグループコンプライアンスマネジメント規程』及び『内部通報・相談規則』で定め、適切に運営する。また、その窓口に関して企業倫理担当部署がグループ全体に周知活動を行う。

⑥ 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

・ YOKOGAWAグループに適用するマネジメントの基本方針、ルールとして、グループマネジメントスタンダード（GMS）を定め、GMSに基づく業務プロセスを推進することで、内部統制システムの実現を図る。執行役は、本基本方針に基づき、グループ各社のそれぞれの機能、体制に応じた最適な内部統制システムの整備等に関する指導・管理を行う。グループ各社の取締役等は、当社に対して自らの取締役等の職務の執行に係る事項を適時・適切に報告する。

・　各GMSを担当する統括責任者（GMSオーナー）は、担当するGMSの管理運用の責任を有し、グループにおけるGMSに基づく業務プロセスが実効性・効率性を確保（維持改善）するよう活動し重要な事項については、代表執行役、取締役会及び監査委員会に報告する。
・　財務報告の信頼性の確保の面では、経理業務の適正を確保するために、『グループ経理規程』に基づき、グループ各社の経理業務を統制する。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するために、財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況に対する評価と開示の体制を整備する。
・　『グループ内部監査規程』に基づき、内部統制の有効性に関する監査を内部監査担当部署が実施し、重要な事項については監査委員会及び取締役会に報告する。
・　監査委員会が、グループ各社における重要事項の決定について、直接又は当該グループ各社の取締役等、監査役及び使用人等から情報を入手し、確認することができる体制とする。

⑦　監査委員会の職務の執行のため必要な業務の適正を確保するための体制に関する事項

(1)監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

・　監査委員会室を設置し、監査委員の職務を補助する専任者を含む人員を置く。

(2)(1)の取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性並びに当社の監査委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・　監査委員会室の人員に関する人事異動は、監査委員会に事前に了解を求める。
・　監査委員会室の人員に関する人事評価は、監査委員会の同意を得たうえで決定することとし、執行役からの独立性を確保するものとする。

(3)当社の監査委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・　当社の取締役、執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役等、監査役及び使用人等は、以下に定める事項を監査委員会に報告する。
　(a)　法令・定款違反に関する事項
　(b)　内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
　(c)　会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
　(d)　意思決定に関する重要な事項
　(e)　経営状況に関する重要な事項
　(f)　内部通報制度による通報状況に関する事項
　(g)　その他コンプライアンスに関する重要な事項
・　当社及びグループ各社は、当該報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

(4)当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・ 監査費用その他当社の監査委員会の職務の執行について生ずる費用については、監査の実効性を担保するべく適切な金額を当社の予算に計上する。なお、緊急又は臨時に支出した適正費用については、予算の計上にかかわらず事後に償還に応じる。

(5)その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・ 監査委員会に対して、代表執行役及び経営管理担当役員などのトップマネジメント並びに企業倫理担当部署を含む本社管理部門の責任者との定期的な意見交換の場を提供する。また、その他の執行役及び重要な使用人からヒアリングを実施できる機会及び環境を適宜提供する。
・ 監査委員会は、内部監査担当部署に対する指示及び連携を通じて効率的に監査を実施する。
・ 監査委員会は、会計監査人及び内部監査担当部署から定期的に各々が実施した監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
・ 監査委員会は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家を活用することができる。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「YOKOGAWAコーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、適切な運用を継続しており、2025年度も引き続き、独立社外取締役が取締役会議長を務めました。適切な統制のもとで迅速な業務執行が行われるよう、取締役会では内部統制システムやリスク管理体制の整備に関する基本方針を定め、当該体制の運用が有効に行われているかどうかを監視・監督するとともに、適切な情報開示に努めました。2024年度を開始年度とする中期経営計画（GS2028 期間：5年) における経営目標の達成に向け、事業活動について業務執行部門より報告を受けるとともに、取締役会においても定期的に議論を重ねました。
上記に併せ、2025年４月8日開催の取締役会で決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき実施した、当期（第150期）における「YOKOGAWAグループ内部統制システム」の運用状況の概要は次のとおりです。

① 法令及び定款に適合することを確保するための体制

・ 持続可能な社会の実現や人権問題、差別の排除など及び、社会規範や国際的な行動指針を尊重する中で、『YOKOGAWAグループ行動規範』及び『コンプライアンスガイドライン』を整備し、周知・徹底しています。
・ 法令及び定款の遵守はもとより、職場に密着したコンプライアンス推進体制をグローバルに整備し、各組織の担当者が研修・啓発等を通じてコンプライアンス意識の浸透・定着を推進しています。また、担当者向けに定期的な情報共有と活動進捗の確認を行っています。

・ コンプライアンス意識の浸透状況の把握及び、改善施策の立案・実施に向けてYOKOGAWAグループ社員を対象に「コンプライアンス意識サーベイ」等を年次で実施し、結果を共有・分析して、コンプライアンス推進の次年度施策に反映しています。
・ コンプライアンスに関わる問題点の早期把握と不正を未然防止するため、本社・国内及び海外の子会社に社内通報・相談窓口及び外部弁護士等の社外通報・相談窓口を設置し、所定の手続きに基づき迅速に対応しています。運用状況は取締役会に報告し、グループ内で共有をしています。

② 情報の保存及び管理に関する体制
・ 議事録及び保存すべき情報に関するルールと管理について、『伝達ならびに文書管理規程』及び『文書管理規則』を定め、運用しています。
・ 情報セキュリティを推進するため、YOKOGAWA グループの各組織は、情報セキュリティ体制を整備しています。各組織はそれぞれ毎年期初に活動計画を立案し、年度末に成熟度チェックシートを用いて自らの組織のレベルをチェックしています。
・ 情報セキュリティについて、eラーニングを活用した全社教育を毎年実施しています。情報セキュリティに関する最新の知識を共有し、セキュリティインシデント発生時の対応や、事例を通じた再発防止策を社員に周知しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・ リスク管理における基本方針や体制等、YOKOGAWAグループのリスク管理に関する基本的事項を『リスク管理規程』として定め、その活動を円滑かつ効果的に推進しています。
・ YOKOGAWAグループの各組織は、自律的なリスク管理活動の一環としてリスクを洗い出し、その重大度を、影響度及び発生可能性の面から評価するとともに、対応策を立案、実行しています。
・ YOKOGAWAグループの各組織で重要と考えるリスクを収集し、「事業機会」、「コンプライアンス・危機事象」等の観点から分類するとともに、リスク管理委員会において、重点管理リスクの選定及びモニタリング方法の決定を行い、取締役会に報告しています。
・ 2025年度も事業リスク、情報セキュリティリスク及びAIガバナンス等のリスクを、その重大度を踏まえて重点管理リスクに選定し、対策内容や対策の進捗について四半期毎に確認するとともに、リスク管理委員会でリスクの状況を評価し、その内容を取締役会等に報告しました。
・ 政治・経済等の外部環境の変化に起因するリスクへの対応状況については、月次で取締役会に報告しています。世界各地で発生・継続している地政学リスクに関しても、情報収集を行い関係者間で共有を行うとともに、事象の状況により、必要に応じて代表執行役社長を委員長とする危機管理委員会を開催し、対策を検討し対応する体制を採っています。

④ 職務が効率的に行われることを確保するための体制

・ 当社は、適切なコーポレートガバナンス体制において迅速な意思決定を行うために、業務執行における意思決定プロセスの責任と権限を定める『意思決定管理規程』を定め、YOKOGAWAグループで運用しています。

⑤ 業務の適正を確保するための体制

・ YOKOGAWAグループの最上位規程である「グループマネジメントスタンダード（GMS）」の充実を進め、各業務プロセスにおける役割及び責任分担を明確にし、自律的統制活動及び適切なリスク管理をベースとする内部統制システムへのレベルアップに向けた取り組みを推進しています。
・ 内部監査担当部署は、内部監査を通じて、各内部統制システム統括部署が、それぞれの重点指標を明確にし、指標の達成状況に応じてPDCAサイクルを回していることを確認しています。
・ 2024年度に発生した当社執行役を兼務していた海外子会社社長が、当該子会社の資金を対価性なく、私的な関係のある企業に流出させていた事案を踏まえて、海外子会社社長に対する監視・牽制機能の強化や業務プロセス改善等の再発防止策の策定、実施を徹底するとともに本社へのレポートラインを見直す等、内部統制システム運用の実効性強化を実施しました。

⑥ 監査委員会の職務の執行のため必要な業務の適正を確保するための体制

・ 監査委員会は、当期の重点監査項目を「中期経営計画GS2028 の進捗確認」及び「YOKOGAWAグループの内部統制システムの構築・運用状況」と定め、年間活動計画に基づき、監査を実施しました。
・ 監査委員会は、代表執行役社長をはじめ、執行役、企業倫理担当部署、法務担当部署、サステナビリティ担当部署及び会計監査人との定期的及び必要に応じた意見交換を行っています。執行役との意見交換結果については、四半期毎に取締役会に報告しています。
・ 調査を担当する監査委員は、経営会議、執行役会議など社内の重要会議に出席し、執行役の職務の遂行状況を確認しています。
・ 監査委員会は、内部監査担当部署と連携して組織監査を行っており、内部監査担当部署より監査委員会で定期的に報告を受け、また必要に応じて調査を指示し、その結果について報告を受けています。
・ 監査委員会は、会計監査人及び内部監査担当部署との三様監査会議を実施しています。
・ 監査委員会は、年間活動計画に基づく監査結果について、四半期毎に取締役会に報告しています。
・ 監査委員会は、経営幹部によるコンプライアンス違反行為等を通報できる窓口として、監査委員会直通の内部通報窓口を運営しています。
・ 監査委員会として、業務執行側から独立した社外の弁護士事務所と顧問契約を締結し、適宜相談のうえ、助言を得ています。

４．会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、なにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことが可能な者である必要があると考えています。

当社グループは、企業理念を「YOKOGAWAは計測と制御と情報により持続可能な社会の実現に貢献する　YOKOGAWA人は良き市民であり勇気をもった開拓者であれ」と定めています。この理念のもとに、健全で利益ある経営・企業活動を継続するとともに、お客様の付加価値向上につながるソリューションサービスの提供を通じて、地球環境保全、持続可能な社会の実現に貢献していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えています。

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、当社株式に対する大規模な買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主や会社に対して、買付に係る提案内容や代替案を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益に対する侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、買付条件が当社の企業価値・株主共同の利益に鑑み不十分又は不適当であるもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、関係する法令に従い、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の開示を求め、合わせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の検討に必要な時間の確保に努めるなど、適切な措置を講じてまいります。

連結貸借対照表

（2026年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	217,549
受取手形	8,877
売掛金	158,203
契約資産	93,221
商品及び製品	21,492
仕掛品	6,619
原材料及び貯蔵品	24,533
その他	27,368
貸倒引当金	△6,271
流動資産合計	551,595
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	43,842
機械装置及び運搬具	12,580
工具、器具及び備品	8,116
土地	13,172
リース資産	48
使用権資産	9,643
建設仮勘定	4,589
有形固定資産合計	91,995
無形固定資産	
ソフトウエア	21,604
のれん	12,987
その他	29,402
無形固定資産合計	63,993
投資その他の資産	
投資有価証券	70,796
繰延税金資産	11,046
その他	6,953
貸倒引当金	△763
投資その他の資産合計	88,033
固定資産合計	244,022
資産合計	795,618

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	41,446
電子記録債務	5,918
短期借入金	24,318
未払金	20,952
未払法人税等	11,741
契約負債	63,667
リース債務	2,589
賞与引当金	23,788
工事損失引当金	12,869
その他	34,079
流動負債合計	241,370
固定負債	
長期借入金	18
繰延税金負債	5,615
退職給付に係る負債	9,310
リース債務	7,313
その他	2,094
固定負債合計	24,352
負債合計	265,723
純資産の部	
株主資本	
資本金	43,401
資本剰余金	36,305
利益剰余金	373,700
自己株式	△6,668
株主資本合計	446,738
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	26,071
繰延ヘッジ損益	61
為替換算調整勘定	47,019
退職給付に係る調整累計額	126
その他の包括利益累計額合計	73,278
非支配株主持分	9,878
純資産合計	529,894
負債純資産合計	795,618

連結損益計算書

（自　2025年４月１日
至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		604,829
売上原価		328,436
売上総利益		276,392
販売費及び一般管理費		193,836
営業利益		82,555
営業外収益		
受取利息	3,010	
受取配当金	1,286	
持分法による投資利益	524	
雑収入	764	5,585
営業外費用		
支払利息	1,053	
為替差損	1,135	
支払手数料	256	
雑損失	1,436	3,882
経常利益		84,259
特別利益		
固定資産売却益	351	
投資有価証券売却益	525	
段階取得に係る差益	176	1,054
特別損失		
固定資産売却損	233	
固定資産除却損	2,839	
減損損失	855	
投資有価証券評価損	287	
退職給付費用	1,659	
事業構造改善費用	509	6,384
税金等調整前当期純利益		78,929
法人税、住民税及び事業税	19,480	
法人税等調整額	△1,519	17,961
当期純利益		60,967
非支配株主に帰属する当期純利益		2,854
親会社株主に帰属する当期純利益		58,113

貸　借　対　照　表

(2026年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	63,557
電子記録債権	32
売掛金	46,272
契約資産	156
商品及び製品	2,163
仕掛品	190
原材料及び貯蔵品	312
前払費用	2,081
短期貸付金	42,592
未収入金	17,332
その他	1,513
貸倒引当金	△12,318
流動資産合計	163,886
固定資産	
有形固定資産	
建物	17,993
構築物	704
機械及び装置	525
工具、器具及び備品	3,225
土地	5,755
建設仮勘定	248
その他	0
有形固定資産合計	28,454
無形固定資産	
ソフトウエア	17,131
ソフトウエア仮勘定	24,734
借地権	901
その他	192
無形固定資産合計	42,959
投資その他の資産	
投資有価証券	46,039
関係会社株式	65,140
関係会社出資金	14,086
差入敷金保証金	72
長期金融資産	1,454
その他	763
貸倒引当金	△60
投資その他の資産合計	127,495
固定資産合計	198,909
資産合計	362,795

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	
電子記録債務	1,342
買掛金	9,504
短期借入金	6,658
一年内返済予定長期借入金	24,000
未払金	17,008
未払費用	1,503
未払法人税等	844
契約負債	430
預り金	281
賞与引当金	3,842
その他	3,188
流動負債合計	68,604
固定負債	
繰延税金負債	5,942
その他	563
固定負債合計	6,505
負債合計	75,110
純資産の部	
株主資本	
資本金	43,401
資本剰余金	36,350
資本準備金	36,350
利益剰余金	188,568
その他利益剰余金	188,568
固定資産圧縮積立金	956
繰越利益剰余金	187,611
自己株式	△6,668
株主資本合計	261,651
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	26,034
評価・換算差額等合計	26,034
純資産合計	287,685
負債純資産合計	362,795

損　益　計　算　書

（自　2025年４月１日
至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		144,727
売上原価		65,869
売上総利益		78,857
販売費及び一般管理費		69,280
営業利益		9,576
営業外収益		
受取配当金	44,669	
諸施設賃貸収益	2,842	
為替差益	391	
雑収入	1,071	48,974
営業外費用		
支払利息	494	
諸施設賃貸費用	2,696	
貸倒引当金繰入額	8,615	
雑損失	560	12,368
経常利益		46,182
特別利益		
固定資産売却益	146	
投資有価証券売却益	525	672
特別損失		
固定資産売却損	9	
固定資産除却損	2,738	
減損損失	57	
投資有価証券評価損	22	
関係会社株式評価損	3,198	6,025
税引前当期純利益		40,829
法人税、住民税及び事業税	1,146	
法人税等調整額	△1,390	△244
当期純利益		41,073

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月８日

横河電機株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　芳賀保彦

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　黒崎進之介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、横河電機株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横河電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月8日

横河電機株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　芳賀保彦

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　黒崎進之介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横河電機株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査委員会は、2025年４月1日から2026年３月31日までの第150期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議にオンライン形式を交えながら出席しました。また、すべての取締役及び執行役等から書面及び面談形式にてその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式を交えながら意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について確認いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、認められません。

第149期事業年度に判明した、当社執行役を兼務していた海外子会社社長が、当該子会社の資金を対価性なく私的な関係のある企業に流出させていた事案については、原因分析に基づく再発防止策が策定され、これが適切に実行されたことを確認しました。今後も、業務の適正を確保するための体制の状況について引き続き注視してまいります。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、上述した第149期事業年度の事案を踏まえ、内部統制システムの運用について改善措置が講じられており、当該改善後の運用状況を確認した結果、一定の実効性が確保されていることを確認しました。今後も、内部統制システムの運用状況について引き続き注視してまいります。

④ 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026 年 5 月 11 日

横河電機株式会社　監　査　委　員　会

監査委員長（社外取締役）	丸　山　　寿	印
監査委員（常勤）	吉　川　　光	印
監査委員（社外取締役）	大　澤　　真	印
監査委員（社外取締役）	小　野　　傑	印
監査委員（社外取締役）	クリスティーナ・アメージャン	印

以　上

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	６月
基準日	定時株主総会および期末配当金 ３月31日 中間配当金 ９月30日 その他、必要がある場合は、あらかじめ公告します。
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京証券取引所　プライム市場
株主名簿管理人 および 特別口座の管理機関	〒100-8241 東京都千代田区丸の内一丁目３番３号 みずほ信託銀行株式会社
お取扱窓口	証券会社等に口座をお持ちの場合、住所変更や買取請求等株主様の各種お手続きは、原則として口座を開設されている証券会社等経由で行っていただくこととなりますので、ご利用の証券会社等へご連絡をお願いいたします。 証券会社等に口座をお持ちでない場合（特別口座の場合）、右記のお取扱店にてお取次いたします。 なお、支払明細の発行に関するお手続きにつきましては、みずほ信託銀行の右記連絡先にお問い合わせください。
お問い合わせ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目８番４号 みずほ信託銀行株式会社　証券代行部 フリーダイヤル 0120-288-324（土・日・祝日を除く ９:00～17:00） 電子提供制度専用ダイヤル フリーダイヤル 0120-524-324（土・日・祝日を除く ９:00～17:00）
お取扱店	みずほ信託銀行株式会社 本店および全国各支店 ※トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。
未払配当金の お支払	みずほ信託銀行株式会社 本店および全国各支店
	株式会社みずほ銀行 本店および全国各支店
公告方法	電子公告 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して公告します。

株主総会会場ご案内図

横河電機株式会社

〒180-8750 東京都武蔵野市中町二丁目９番32号

TEL 0422-52-5555

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。